

令和元年度
個人住民税検討会報告書

令和元年 10 月

総務省自治税務局市町村税課

令和元年度個人住民税検討会委員名簿（敬称略・五十音順）

いわ た こう いち
岩 田 孝 一

日本電気株式会社 公共システム開発本部
兼 公共ソリューション事業部 部長

か とり さち こ
香 取 幸 子

茨城^ご県五霞^{まち}町町民税務課長

こう やま ひろ ゆき
神 山 弘 行

一橋大学大学院法学研究科准教授

さい とう ゆり え
齊 藤 由里恵

中京大学経済学部准教授

しし ど くに ひさ
宍 戸 邦 久

新潟大学経済学部教授

たけ だ けん ぞう
武 田 健 三

株式会社大崎コンピュータエンジニアリング代表取締役

はやし ひろ あき
林 宏 昭

関西大学経済学部教授

（座 長）

ふち けい ご
浏 圭 吾

神戸大学大学院法学研究科教授

よし とみ ひろ まさ
吉 富 浩 政

横浜市財政局主税部税務課長

わた らい よし のぶ
渡 會 善 信

愛知県豊橋市財務部市民税課長

検討経過

- | | | |
|-----------|-----|-----------------------------------------|
| 令和元年6月17日 | 第1回 | ・グローバル社会における個人住民税のあり方 |
| 8月9日 | 第2回 | ・グローバル社会における個人住民税のあり方※ |
| 9月13日 | 第3回 | ・個人住民税の現年課税化※ |
| 10月1日 | 第4回 | ・個人住民税の現年課税化※
・令和元年度個人住民税検討会報告書案について |

※ 委員からの発表があったもの

目 次

第1	グローバル社会における個人住民税のあり方	1
1	外国人等に対する個人住民税の賦課徴収に係る現状と 課題	2
2	課題の解決に向けた検討	6
第2	個人住民税の現年課税化	11
1	個人住民税の現年課税化の意義とこれまでの議論	12
2	市町村精算方式について	14
3	地方税の電子化について	19
4	今後の展望	20
(参考)		
第1	グローバル社会における個人住民税のあり方に関する資料	21
第2	個人住民税の現年課税化に関する資料	49

第1 グローバル社会における 個人住民税のあり方

第1 グローバル社会における個人住民税のあり方

1 外国人等に対する個人住民税の賦課徴収における現状と課題

(1) 検討の背景

① 外国人労働者の増加

在留外国人数については、平成 30 年末現在における中長期在留者数は 2,409,677 人、特別永住者数を合わせれば 2,731,093 人となり、前年末に比べ、169,245 人(6.6%)増加し、過去最高となった。

また、平成 30 年 12 月 8 日に成立、同月 14 日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」により、新たな在留資格「特定技能」が創設、所要の政省令等も平成 30 年度末までに整備され、この 4 月から運用が開始されている。この特定技能による外国人労働者の受け入れは、5 年間で約 345,000 人と見込まれている。

特定技能 1 号：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定技能 2 号：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

※特定産業分野（14 分野）：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業

(特定技能 2 号は下線部の 2 分野のみ受入れ可)

○特定技能 1 号のポイント

- ・在留期間：1 年、6 か月又は 4 か月毎の更新、通算で上限 5 年まで
- ・技能水準：試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
- ・日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
- ・家族の帯同：基本的に認めない
- ・受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

○特定技能 2 号のポイント

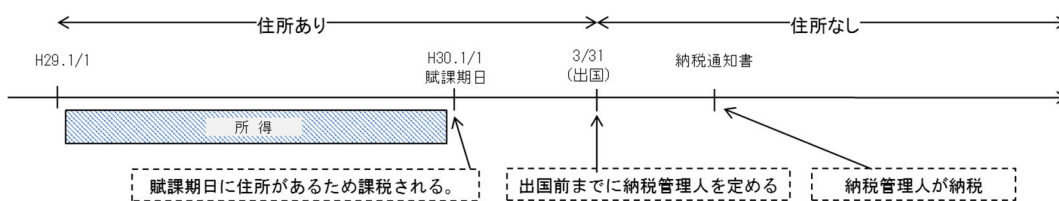
- ・在留期間：3 年、1 年又は 6 か月ごとの更新
- ・技能水準：試験等で確認
- ・日本語能力水準：試験等での確認は不要
- ・家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）
- ・受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

② 昨年度検討会での議論

上記①を踏まえると、今後も外国人労働者は増加していくものと見込まれるが、個人住民税は、賦課期日が1月1日、前年の所得に対して課されるものであるため、賦課期日後に、前年の所得に係る個人住民税を完納せずに出国する者の存在が想定される場所である。

〈前年中に所得を得ていた者が、賦課期日後に出国した場合〉

賦課期日（1月1日）後に出国した場合、国籍に関わらず、賦課期日時点の住所の有無により納税義務は確定するため、出国した場合においてもその納税義務は消滅しない。



地方税法においては、こうした事態に対応するため、納税義務者が国外に居住するなど、納税義務を負う市町村内に住所等を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させる納税管理人を選任する制度（地方税法第300条）について規定しており、納税義務者たる外国人から選任された納税管理人が未納の個人住民税の納付を行うこととなる。

また、地方税法には「残税額の一括徴収」についても規定されている（地方税法第321条の5第2項）。これは、①納税義務者が6月1日から12月31日までの間に退職等の事由によって特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなり、かつ、納税義務者本人から翌月以降の残税額を特別徴収の方法によって一括徴収されたい旨の申出があった場合及び②当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において特別徴収義務者から給与の支払を受けなくなった場合であって、納税義務者に対して翌年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等の合計額が残税額を超えるときは、特別徴収義務者は残税額を一括徴収しなければならないとされているものである。

しかしながら、実際には、納税管理人を選任せず、また残税額の一括徴収もせず出国してしまう外国人労働者が多いとの声がある。こうしたことも踏まえ、昨年度、本検討会では外国人労働者から適正に個人住民税を徴収する方策について議論を行い、今年度においても、外国人労働者を多く抱える市町の担当者にも加わっていただき、引き続き検討を行うこととした。

(2) 外国人労働者が個人住民税を滞納するに至る原因

まず、外国人労働者が個人住民税を滞納するに至る原因について、在留外国人を多く抱える一部の地方団体に聞き取ったところ、次のような意見があった。

① 特別徴収の対象から外れること

地方税法第 321 条の 3 には、「納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ当該年度の初日において給与の支払を受けている者である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。」と規定されており、給与所得者については、特別徴収によって個人住民税を納めることが原則となっている。

一方で、各地方団体においては、各納税義務者の事情を考慮し、普通徴収による納付（年税額を 6、8、10、翌 1 月の計 4 回に分けて納税義務者自身が金融機関等に出向き納付）を認めている場合がある。

外国人労働者が個人住民税を滞納するに至るのは、特別徴収の対象から外れることによる場合があり、普通徴収となる原因については、

- ・ 転職を繰り返し、例えば前年中においては給与の支払を受けていたが、当該年度の初日（4 月 1 日）には既に給与の支払を受けていないため、特別徴収の要件を満たさない
- ・ 給与が少額の仕事を掛け持ちすることにより、各事業者からの特別徴収を免れている

といった場合が多いのではないかとの意見があった。

普通徴収の場合、税を納税義務者自ら納付する必要があることから、納税意識の違いや生活費を最優先することで納付時期に十分な納税資金がない、また、仮に滞納処分となっても文化や言葉の壁もあって進展しないというケースが多いのではないかとの意見があった。

② 転出手続きをせず出国すること

出国する場合は、住民基本台帳法第 24 条により、住所所在市町村にあらかじめ転出届を提出する必要があるが、これを行わず無断で出国する外国人労働者も存在するとの意見があった。こうした場合、出国時点で残税額があっても、市町村は当該納税義務者の出国を事前に把握する術がないため、講じる手立てがなく、その後の徴収は相当に困難になってしまうというケースも多いようである。

(3) 各地方団体の取組

各地方団体も外国人労働者から個人住民税を徴収するために様々な事業を実施している。ここでは、本検討会で、地方団体の担当者から発表いただいた事業内容をいくつか紹介する。

① 特別徴収の推進

上記(2)①のとおり、普通徴収であるが故に滞納が多くなっているという現状を踏まえ、特別徴収未実施の事業所に対してお知らせや電話での協力依頼等を行い、特別徴収の推進に向けた取組を実施している。

② 外国語のチラシや税のしおりの作成

外国人労働者の中には、日本語が分からないため、税の納付方法も分からないという方も一定数存在することから、

- ・ 普通徴収の納税通知書に納税方法を外国語で記載したチラシを同封
- ・ 平易な日本語や外国語で記載された税のしおりを役所の窓口配置等の取組により、まずは個人住民税とはどういったもので、どのように納付するのかについて普及活動を実施している。

③ 在留期間更新の際には納税証明書が必要である旨、外国語で記載した催告書の送付

出入国管理及び難民認定法施行規則別表第三の六では、多くの在留資格において、在留期間更新の際に必要な書類に「年間の収入及び納税額に関する証明書」が含まれており、また法務省入国管理局（現：出入国管理庁）による「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」には、「納税の義務がある場合には、当該納税義務を履行していることが求められ、納税義務を履行していない場合には消極的な要素として評価されます。」との記載がある。

このように、在留期間の更新には、納税義務を果たし、それを公に証明できる書類が必要であるということを外国語で記載した催告書を送付している。

④ 外国語通訳者の確保等

役所に来た外国人の方とは、やはり母国語でやりとりするのが最も早い。ため、通訳者を役所内で確保して対応している場合がある。

そのほか、多言語翻訳機を導入し、税を含む行政手続における、職員と外国人の方とのやりとりを円滑する取組も見られる。

2 課題の解決に向けた検討

(1) 今後の検討

地方団体の担当者の方々の発表も参考に、今後も外国人労働者からの適正な個人住民税の徴収について、以下の内容を中心に検討を進めていく必要があるのではないかと。

① 納税管理人及び一括徴収の更なる推進

1(2)で記載したとおり、賦課期日後、残税額のあるまま出国した納税義務者については、納税管理人及び一括徴収の制度が用意されている。これらについては、昨年度の検討会でも議論したところであるが、今後も制度の活用をさらに推進できないか、引き続き検討すべきである。

<具体的な方策>

○ 納税管理人について

納税管理人については、個人・法人を問わず、また納税義務者の居住する市町村の地域外の者であっても選任することができることから、当該納税義務者と雇用契約という特別の関係にある事業所を当該納税義務者が入国の段階で、あらかじめ納税管理人として選任しておく方法が考えられるのではないかと。

○ 残税額の一括徴収について

残税額の一括徴収については、「納税義務者に対して翌年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等の合計額が残税額を超えるとき」という要件があり、さらに6月から12月までの間に退職等の事由によって特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなった場合は、「納税義務者本人から翌月以降の残税額を特別徴収の方法によって一括徴収されたい旨の申出」という要件も必要となっている。これを緩和し、納税義務者に対して翌年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等の合計額から残税額の全額ではなく、納付可能な額だけを納めておいて、さらにその残りの税額のみを普通徴収とする、また、6月から12月までの間に退職等した場合でも、本人の申出に関わらず可能な限り残税額を徴収するといったことは考えられないだろうか。現に、納付可能な額だけ納めるといった取組を行っている地方団体もあるところである。

<課題>

○ 雇用契約が満了したにも関わらず、納税管理人として選任されてしまったが故に、従業員であった者の納税義務が消滅するまで当該従業員の所在地を的確に把握しておくことは事業所側にとって過度な負担となるのではないかと。

- 6月から12月までの間に退職等した場合でも、納税義務者本人の意思に関係なく、残税額を一括徴収又は可能額のみ徴収することは、納税義務者から期限の利益を奪うことになるのではないか。
- 外国人労働者に限って上記取扱いを行うことは憲法上許されるのか。

② 納税意識の向上のための普及啓発や納税手段の拡大

在留外国人を多く抱える団体によれば、納税意識の違いから滞納が発生する場合も多いようである。これについては、国及び地方団体の地道な取組により、「地方税を納付しなくてはならない」という意識を持っていただく必要がある。

<具体的な方策>

○ 納税意識向上のための普及啓発について

既に在留外国人を多く抱える団体では実施している取組ではあるが、地方税の外国語対応や平易な日本語や外国語で記載された地方税に関するパンフレットの配置など納税意識の向上に資する取組を拡大していくべきではないか。

また、国としても、先進的な普及啓発事業を実施している地方団体の事業内容を他の地方団体に横展開するなどの取組が必要ではないか。

○ 納付手段のさらなる拡大について

現在も、各地方団体の努力により、口座振替やクレジットカード納付など地方税の納付手段が拡大してきているが、これらをさらに拡大していくとともに、今後普及が見込まれるキャッシュレス決済による地方税の納付について検討するなど、これまで以上に時間や地域に限定されない納付手段を拡大していくべきではないか。

<課題>

- 納付手段の拡大のため、地方団体は、それに取り組むために十分な予算及び人員を確保する必要がある。

③ 納税の実効性の確保について

現在、外国人労働者に限らず、特別徴収されている納税義務者が退職し、残税額がある場合には、通常、残税額の一括徴収、普通徴収又は新たに給与の支払をする者となった者(所得税法における源泉徴収義務者)による特別徴収の継続(納税義務者が退職後に再就職した場合で、特別徴収の継続を申出た場合のみ)により、残税額を納付することになるが、その他の方法によっても納税の実効性を確保することを検討するべきである。

<具体的な方策>

- 繰上徴収（地方税法第13条の2）や予納等によっても納税の実効性を確保することも検討すべきではないか。

【参考：繰上徴収について】

- ・地方税法（抄）

（繰上徴収）

第十三条の二 地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金（中略）でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができる。

一～四 （略）

五 納税者又は特別徴収義務者が納税管理人を定めなくて当該地方団体の区域内に住所、居所、事務所又は事業所を有しないこととなる時（納税管理人を定めることを要しない場合を除く。）。

六 （略）

2 前項に規定する既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金とは、次に掲げるものとする。

一 納付又は納入の告知（第十一条第一項（これを準用する場合を含む。）の規定による告知を含む。）をした地方団体の徴収金

二～五 （略）

【参考：予納について】

- ・地方税法（抄）

（地方税の予納額の還付の特例）

第十七条の三 納税者又は特別徴収義務者は、その申出により次に掲げる地方団体の徴収金として納付し、又は納入した金額があるときは、その還付を請求することができない。

一 納付し、又は納入すべき額が確定しているが、その納期が到来していない地方団体の徴収金

二 最近において納付し、又は納入すべき額の確定が確実であると認められる地方団体の徴収金

2 （略）

<課題>

- 繰上徴収については、「その納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り」認められるものであるから、市町村が、納税義務者の出国（転出）予定日を把握しておくとともに、繰上徴収を行う旨の告知から実際の徴収までを短期間で実施する必要がある。

- 予納については、「納税者の申出により」実施するものであることから、納税意識の違いなどを解消する必要がある。

④ 外国人労働者の出国（転出）予定日等の的確な把握等について

1（2）①のとおり、転出届を提出せずに出国してしまう外国人労働者も存在する。課税主体である市町村にとって、転出届以外に外国人労働者の出国（転出）予定日及び出国（転出）先を把握する手段がないのが現状である。

こうしたことから、残税額についての督促状の送付や滞納処分等が適正に実施できないという問題がある。

これを解決するため、関係機関間の情報連携をさらに密にするということも検討するべきではないか。

また、「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」には、「納税の義務がある場合には、当該納税義務を履行していることが求められ、納税義務を履行していない場合には消極的な要素として評価されます。」とあるが、本検討会では、「在留資格の変更、在留期間の更新の許可の判断にあたっては、納税義務を履行しているということをこれまでよりも考慮すべき」との意見もあった。

⑤ 現年課税化について

1（1）②にも記載したとおり、個人住民税は、賦課期日が1月1日、前年の所得に対して課されるものであるため、賦課期日後に、前年の所得に係る個人住民税を完納せずに出国する者が存在することになる。

この問題については、本検討会でも毎年度検討している個人住民税の現年課税化が実現すれば解決されうるものと考えられるが、その実現には、地方団体及び企業の負担等様々な課題があり、長期的に検討する必要がある。

こうしたことも踏まえ、外国人等に対する個人住民税の賦課徴収については、現年課税化の検討状況も参考にしながら進める必要がある。

(2) おわりに

本年度の検討会においては、昨年度の検討会での議論を継続しつつ、在留外国人を多く抱える地方団体の担当者にプレゼンテーションをしていただき、現場の貴重な声を聞く機会もあった。

冒頭に述べたとおり、我が国に在留する外国人は増加傾向にあり、国外に出国する外国人等に係る課題への対応の必要性が高まっている。

また、これまでに述べた課題は外国人労働者に限ったものではなく、滞納者全体に共通するものも多い。

引き続き、特別徴収義務者、地方団体、納税義務者の事務負担に配慮しつつ、具体的な対応方策の検討を進めていくことが必要である。

第2 個人住民税の現年課税化

第2 個人住民税の現年課税化

1 個人住民税の現年課税化の意義とこれまでの議論

(1) 個人住民税の現年課税化の意義

個人所得課税において、給与等の課税に関しては、所得税（国税）は、所得の発生した年に課税・納税が行われるいわゆる「現年課税」であるのに対し、個人住民税（地方税）は前年の所得を基準として翌年度に課税する「翌年度課税」となっている。

この個人住民税の翌年度課税の仕組みは、課税団体を明確化しつつ、納税義務者や特別徴収義務者、市町村の事務負担に配慮したものであるが、転職や定年退職等により前年に比べて収入が大きく減少した者にとっては負担感が重くなるなどの課題が指摘されてきたところである。

近年では、働き方の多様化が進んでいる。雇用者においては、全体数が緩やかな増加を続ける中、そのペースを上回って非正規雇用者が増加している。正規雇用者においても、近年、副業・兼業を解禁する動きや、職務、勤務地、労働時間等が限定された、いわゆる多様な正社員制度を導入する動きが見られる。

また、外国人労働者の増加に伴い、賦課期日である1月1日前に帰国する外国人労働者の所得に対して課税できないといった課題も指摘されている。我が国を訪れる外国人は増加の一途をたどっており、我が国で就労する外国人も平成30年10月末時点で146万人と過去最多を記録している。

このような働き方の多様化や外国人労働者の増加を背景として、現行の翌年度課税の仕組みが抱える課題への対応の必要性が高まってきている。

(2) これまでの個人住民税検討会での議論

個人住民税の現年課税化については、「長期税制のあり方についての答申」（昭和43年7月政府税制調査会）において「住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生の時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。」とされている。

近年においても、政府税制調査会が平成17年6月にまとめた「個人所得課税に関する論点整理」の中で、「個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできる

だけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。」とされている。

また、平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」においては、「個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。」(第7条第2号ニ(3))とされ、引き続き検討を行うべき課題として位置付けられている。

こうした要請を受けて、過去の検討会においては、納税義務者、特別徴収義務者、市町村のそれぞれにおける現年課税化に係る様々な課題や、現年課税化に係る課題の解決に資するような企業における電子化やマイナンバーの活用について検討を重ねてきたところである。

今年度の検討会では、昨年度の検討会における議論を踏まえ、特別徴収義務者の事務負担が相対的に少ないと考えられる市町村精算方式について検討を行うとともに、特別徴収義務者の事務負担軽減に資する新たな地方税の電子化の動向について報告を行ったところである。

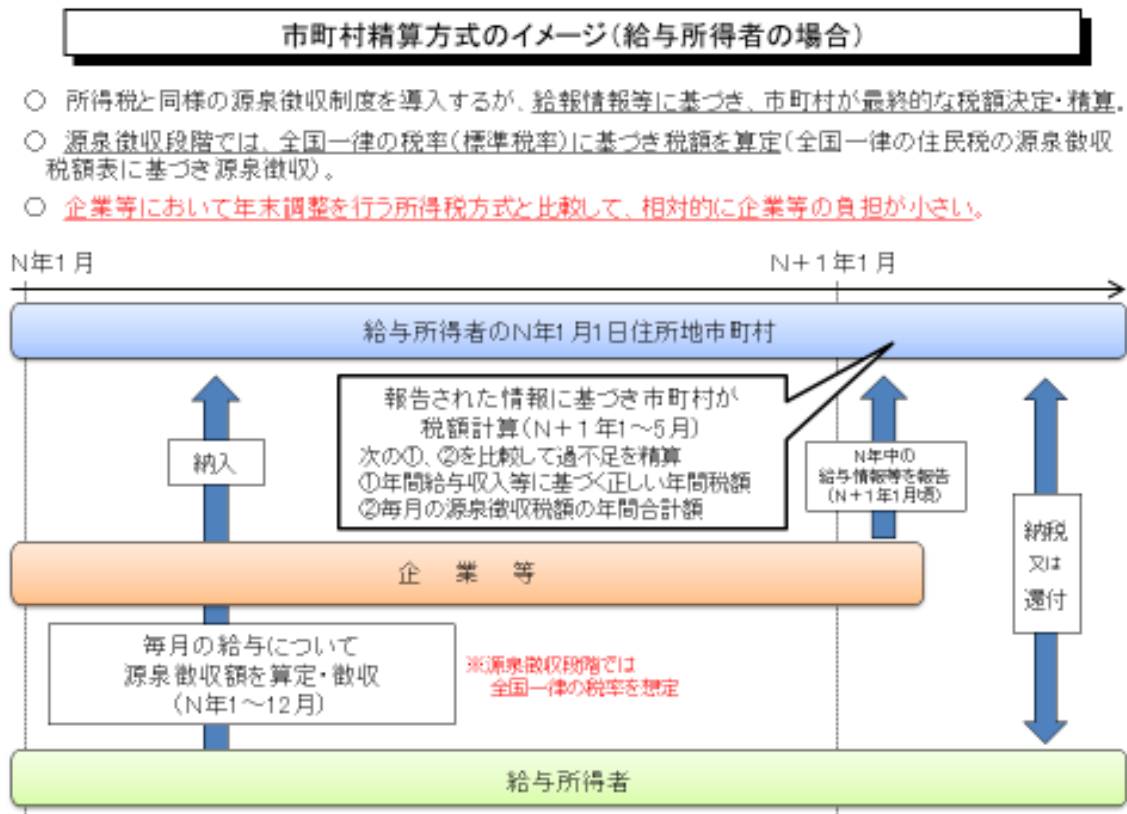
なお、本検討会において、「現年課税」とは「ある所得発生年分の税負担について、時間的間隔を置かず、その年分の所得を基に決定すること」という意味で使用することとする。このほか、地方税においては、「地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、且つ、その徴収すべき税金を納入させること」を「特別徴収」と定義している(地方税法第1条第1項第9号)ところであるが、個人住民税に現年課税を導入し、源泉徴収を行うことについては、現行の特別徴収と区別するため、「源泉徴収」という用語を用いることとする。ただし、源泉徴収を行う義務を負う者は、特別徴収を行う義務を負う者と同一であることから、引き続き「特別徴収義務者」という用語を用いることとする。

2 市町村精算方式について

(1) 市町村精算方式の課題

市町村精算方式では特別徴収義務者において年末調整が行われなため、都道府県や市町村における個人住民税の超過課税や独自減税、個人住民税均等割の軽減、個人住民税における減免等により年税額と源泉住民税額に差が生じることが考えられ、少なくとも約4,300万人（納税義務者全体の約74%）の還付・追徴事務が市町村において発生する可能性がある。

そのため、今回の検討会では、市町村精算方式を採用する場合に、如何にして市町村における還付・追徴事務の負担を軽減するかについて、実務的な課題を含めて検討を行うこととした。



(2) 市町村精算方式の課題解決に向けた対応案

各検討課題に対する対応として、以下の案が議論された。実際には、それぞれの対応案は組み合わせて実施することも想定される。

① 還付・追徴事務の負担を軽減する方策

ア 年税額と源泉住民税額の差が一定金額以内の場合に限り、翌年度の源泉徴収で上乘せ・相殺する。当該上乘せ・相殺に係る情報は翌年度の給与情報等の報告に掲載する。

(課題)

- ・死亡、出国があった場合に翌年度の源泉徴収で精算することができない。
- ・特別徴収義務者による源泉徴収の事務負担が大きい。

イ 源泉徴収する際に、住所地市町村（都道府県）における個人住民税の超過課税及び独自減税を反映した税率を設定する。

(課題)

- ・住所地市町村（都道府県）ごとに税率設定して計算することは複雑であり、特別徴収義務者の負担が大きい。

ウ 現年課税は標準税率による所得割のみとし、均等割は市町村における精算時に加算することにより、追徴を発生させ、還付の発生を抑制する。

(課題)

- ・地方団体独自の税率は均等割のみという前提になり、所得割について地方団体の独自性が活かさない。
- ・納税義務者に対する少額の追徴が多数発生する。

エ 還付の時期を繁忙期（申告～6月まで）後に処理する。

(課題)

- ・還付を遅らせることで還付加算金が加算されることになる。

オ 基本的にすべての納税義務者が確定申告を行うことを前提とした上で、マイナンバーカード等による電子申告を推進する。

(課題)

- ・マイナンバーカードやマイナポータルの普及率を高める必要がある。

カ eLTAX（PCdesk）のシステム強化（改修）等により源泉住民税の計算から納税まで簡易に実施できる仕組みを構築して特別徴収義務者の負担を軽減する。

(課題)

- ・eLTAXの改修について、地方税共同機構における意思決定や財政負担が必要となる。

キ 源泉徴収税額と年税額の差額を極力小さくするため、住宅ローン控除や生命保険料控除を所得税の年末調整項目から外して特別徴収義務者の負担減を図ったうえで年末調整を行う。

(課題)

- ・所得税及び個人住民税の課税実務上の観点から、住宅ローン控除や生命保険料控除を所得税の年末調整項目から外した場合の事務負担の増加等の課題について改めて整理する必要がある。

② 還付を行う際の口座情報の取得

ア マイナンバーを活用し、納税義務者の口座情報を取得する。

(課題)

- ・ 現行の制度では税の還付事務においてマイナンバーを活用することはできない。
- ・ 仮にマイナンバーを活用できた場合、納税義務者の特定の口座に還付することについて、納税義務者の意思をどのように確認するのか。(所得税の場合は、確定申告の際に振込口座を登録することとなっている。)

イ 特別徴収義務者を通して納税義務者へ還付を行う。

(課題)

- ・ 納税義務者へ還付金を支払う事務が発生するため、特別徴収義務者の負担が大きい。
- ・ 特別徴収義務者を経由するため、納税義務者へ確実に還付することの保証ができない。

ウ 還付する場合の振込口座を扶養親族等申告書に記載させる。

(課題)

- ・ 所得税において年末調整のみで確定申告しない者など還付が発生しない者を含めてすべての者に対して振込口座を記載させることは、納税義務者の負担増となる。

エ 個人住民税の振込口座としても活用する等の周知をした上で、確定申告書に記載される振込口座を活用する。

(課題)

- ・ 納税義務者本人の同意をどのように確認するか。

オ 過去の振込口座を納税義務者ごとに管理し、還付通知書に振込口座を明記した上で、振込口座の変更の申出がない場合には、記載の口座に振り込む。

(課題)

- ・ 還付通知書に記載された振込口座の情報を第三者に知られることなく通知する工夫が必要となる。

③ 税額計算の結果、非課税や減免となる者に対して源泉徴収してから還付することについての整理

ア 給与月額が非課税限度額相当額(非課税限度額×1/12)を下回る場合は源泉徴収しないこととする。(所得税においては、扶養親族数を用いて簡易に所得税を計算した月額表を用いている。)

(課題)

- ・毎月の給与が大きく変動する場合は捕捉することが可能か。

イ 源泉徴収開始前において、個人住民税独自の人的非課税や減免に該当することが判明した場合は源泉徴収しないこととする。

(課題)

- ・源泉徴収開始前において特別徴収義務者が人的非課税や減免に関する情報を把握することは容易ではなく、特別徴収義務者の負担が大きい。

なお、上記③イについて、結果的に非課税となる者については、複数給与を有している場合など、税額計算後に追徴税額が高額となる場合には、新たな滞納発生の可能性も考えられることや、特別徴収義務者の負担を考えると一律の源泉税率を採用すべきであることを踏まえると、結果的に非課税となる者に対して還付が発生することはやむを得ないとの意見があった。

また、結果的に減免となる者については、現年課税化によることで、むしろ前年度から大幅に所得が減少した場合による減免等の件数がなくなることが想定されるといった意見があった。

(3) まとめ

市町村精算方式については、所得税方式と異なり、特別徴収義務者における年末調整事務を行わない仕組みであることから、特別徴収義務者の事務負担は一定程度軽減される一方、市町村における還付・追徴事務の負担が大きくなる。

そのため、市町村精算方式を採用するためには、市町村におけるそうした負担を軽減する方法を併せて検討する必要があり、本検討会における課題や対応案についての議論を踏まえ、さらに検討を進めていく必要がある。

また、本検討会では、上記(2)で掲げた課題についての意見のほか、納税義務者が個人住民税の申告を行うインセンティブとして、還付を前提とした源泉徴収の仕組みとしてはどうかといった意見や、事業所得者が給与所得者に転職した場合など、前年の所得に係る普通徴収と現年の源泉徴収の2カ年分の負担が生じることもあるため、現年課税化によって個人住民税の徴収率が下がる可能性を懸念する意見があった。

さらに、将来的には、市町村における課税実務のさらなる簡素化の観点から、所得税と個人住民税の控除を統一化すべきであり、統一化が実現すれば特別徴収義務者における源泉徴収や年末調整の事務負担が軽減されるのではないかという意見があった。

(4) その他の現年課税化等に関する意見

本検討会では、現年課税化に関連して、委員の中から次のような意見があった。

① 特別徴収義務者の負担軽減についての意見

- ・一般的に入社時期は4月1日であり、3ヶ月前(1月1日時点)の住所地や住民登録地ではない市町村で課税されている者の納税地の特定を特別徴収義務者が行うことは負担が大きいことから、扶養親族等申告書に1月1日時点の住所地を併記してはどうか。

② 確定申告や住民税申告等についての意見

- ・昨今、フリーランス等の多様な働き方が一般化している中では、雇用主と被雇用者の関係も様々であり、配偶者控除や配偶者特別控除等を適用するための家族の所得把握が難しくなるなど企業等における年末調整事務も困難になってきており、年末調整のみで完結し、確定申告が不要となる納税義務者は減少傾向にある。こうした傾向は今後も強まることから、確定申告の利便性向上についても検討してはどうか。
- ・現在の個人住民税の徴収方法は納税義務者が直接地方団体、税務署と関わるのが無く簡素であると言えるが、一方で個人住民税への関心は低い実情がある。確定申告や還付を受けるための住民税申告を通じて、納税義務者が直接、課税当局とつながることにより、住民サービスを踏まえた納税者意識の高まりも期待できるのではないか。
- ・納税をきっかけとして、自治に対する意識醸成や負担分任の理念を感じてもらえるよう、すべての納税義務者が必ず申告を行う仕組みとしてはどうか。
- ・依然として年末調整のみで年税額の確定する従業員も多く、このような者にとっては、企業等において年末調整を行うことにより、不慣れな確定申告に直面せずにすんでいる。また、すべての国民が原則として申告することとなれば、多数の納税義務者の申告の手間や対応する税務部門の体制の増強といった社会的なコストが相当程度増加することについても考える必要があるのではないか。

③ 賦課期日についての意見

- ・現年課税化を実施した場合の個人住民税の賦課期日については、当該年の1月1日とする考え方のほかにも、現行制度にとらわれずに柔軟に検討してはどうか。

3 地方税の電子化について

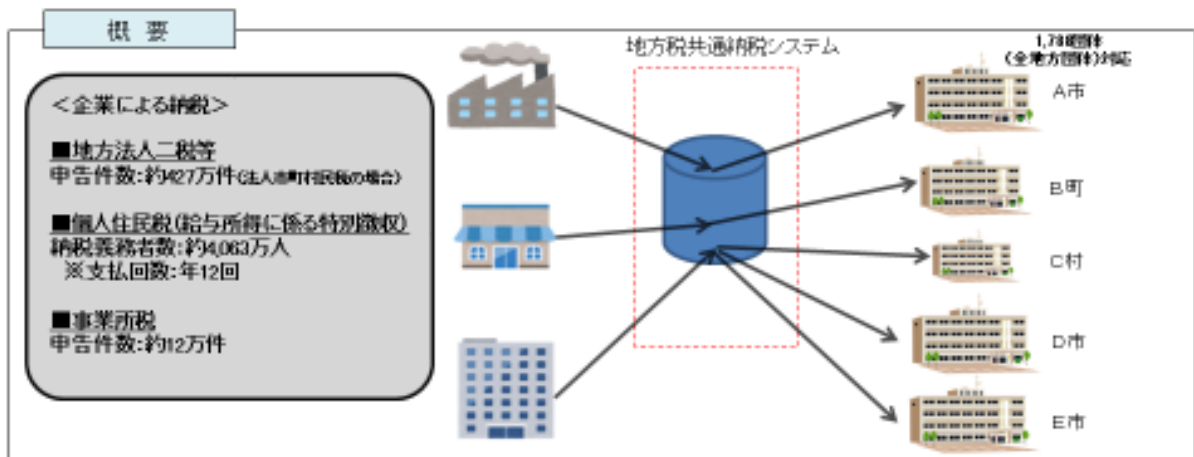
個人住民税の現年課税化の場合、所得税に加え、各従業員の毎月の給与額に応じた個人住民税を計算して源泉徴収を行い、当該年の1月1日時点の各従業員の住所地市町村に納付する事務が生じる。

この点については、令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、複数の地方団体への多数の納付についても、その合計金額をeLTAX共通口座に1回送金するのみで納付が可能になる。

この「地方税共通納税システム」によって、各特別徴収義務者における住所地市町村への納付の事務負担は大きく軽減されると考えられる。

地方税共通納税システムの導入

- 法人は、その事業活動が複数の地方団体にまたがること、またその従業員が複数の地方団体から通勤するケースがあることから、地方税においては、紙ベースではなく電子的に申告等を行うニーズが、もともと高い。
 - eLTAXによる電子申告は、平成16年度の運用開始後、平成25年には全団体が利用することとなった。令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、電子納税が可能となることから、法人の事務負担は大きく軽減される見込み。
- ※ 当面の対象税目：法人事業税・住民税、個人住民税(給与所得・退職所得に係る特別徴収)、事業所税



4 今後の展望

働き方の多様化や外国人労働者の増加が今後も進展していく中で、個人住民税の現年課税化に向けた検討の重要性はさらに高まっていくと考えられる。

これまでも本検討会においては、特別徴収義務者や市町村に新たに発生する事務について、様々な観点から課題を整理してきたところであるが、具体的な事務負担の軽減策等について、今後も、引き続き議論を深めていくことが必要である。

今年度の検討会では、市町村精算方式を採用する場合の課題や対応案について検討する中で、市町村における還付や追徴事務の負担を軽減する一つの対応案としてマイナンバーカードによる e-Tax の推進が提案された。マイナンバーカードの普及については、茨城県五霞町の積極的な普及促進の取組が紹介されたが、政府としても、マイナンバーカードを活用した消費活性化策の実施や健康保険証としての利用により令和5年3月までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを目指すこととなっており、こうした動向を改めて注視していく必要がある。

現年課税化の実現に向けては、今後とも、マイナンバー制度の利活用や企業におけるIT化の更なる進展等を踏まえた課題解決に向けた方策を検討しつつ、納税義務者、特別徴収義務者及び地方団体の理解を得られる案とすることができるかという観点を踏まえ、引き続き検討していくことが求められる。

(参考)

第1 グローバル社会における
個人住民税のあり方に関する資料

グローバル社会における 個人住民税のあり方

昨年度の検討会における議題設定の経緯及び議論の概要

- 平成30年12月8日に、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」が成立し、同年14日に公布されたところ。
- これにより、新たな在留資格「特定技能」が創設され、今後さらに在留外国人が増えていくことが想定される。
- 平成30年度の個人住民税検討会では、こうしたことも踏まえ、賦課期日(1月1日)後に出国する外国人に対する徴収方法について、有効と考えられる様々な方策案について議論を行ったところである。

(昨年度検討会での出された主な方策案)

- ・ 特別徴収の一括徴収の義務化

→ 現行法上、6月から12月に退職した納税義務者については、納税義務者本人から一括徴収を希望する旨の申出がなければ、一括徴収をすることはできないこととなっているが、これを事由(退職)発生時期に限らず、原則化する。

- ・ 納税管理人の設定

→ 外国人労働者が国外に出国する場合で、一括徴収や特別徴収が継続される場合を除き、特別徴収義務者を納税管理人とみなす。

入国時に納税管理人に設定を義務化する。

⇒ 今年度の検討会においても、引き続き在留外国人の適切な納税について議論を進めていきたい。

在留外国人の個人住民税の徴収に係る市町村における課題

外国人の納税状況について、一部地方団体に問題点を聞き取ったところ、大きな課題は次の2つ。

- (1) 特別徴収されず普通徴収の者が多いなどの理由で、滞納が発生しやすいこと
 - 普通徴収で賦課するも、納税意識の違い、生活費を優先する等の理由も相まって滞納が多発。滞納処分するのは日本人と同様だが、文化や言葉の壁もあいまって進展しないケースも多い。
(特別徴収されない者の多い主な原因)
 - ・ 特別徴収の要件を満たさない(※)短期雇用を繰り返している。
 - ・ 給与が少額の仕事を掛け持ちすることにより、各事業所からの特別徴収を免れている。(※) 特別徴収の対象者となる要件「前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者」⇒ 4月1日に給与の支払を受けていなければ普通徴収となる。
- (2) 出国(帰国)後、事実上徴収不可能になってしまう場合が多いこと
 - 法的には出国時に転出手続が必要だが、罰則がないので無断出国も多く、現行法上市町村は事前に出国を把握するすべもない。
出国時点で残税額がある場合も多いが、その場合、その後の徴収は事実上不可能になる。

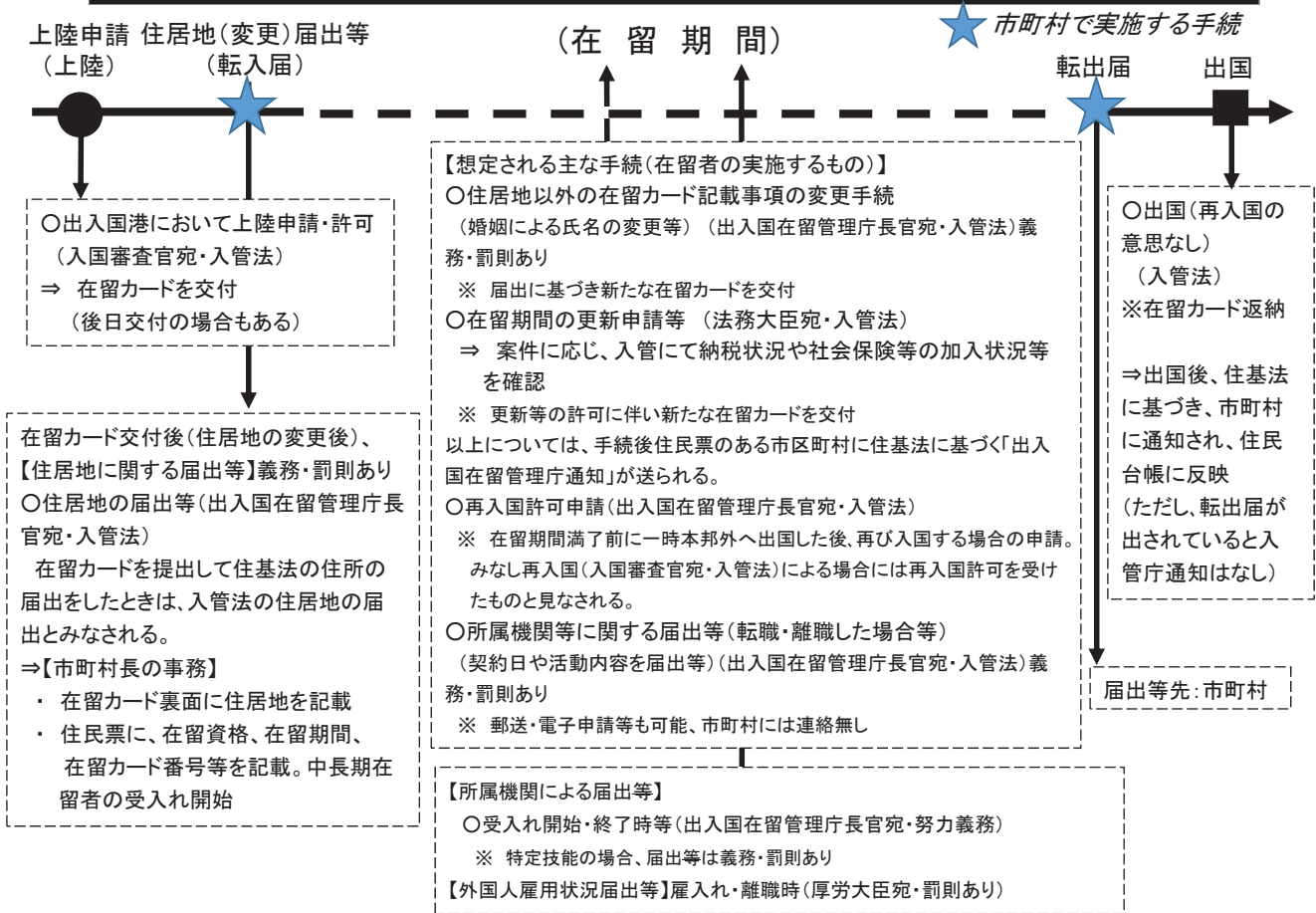
⇒ 団体側からは、「1は、困難は伴うもののあくまで通常の徴収・滞納処分の範囲内(日本人と同様)であるのに対し、2は、外国人固有の課題であり、かつ、出国後の徴収はほぼ望めないことから、より問題ではないか」との認識もあった。

2

現状の問題点と今後の検討の方向性

- (1) そもそも滞納が多く、滞納処理も進まないことについて。
 - ⇒ 滞納が多い理由は、
 - ・ 特殊な雇用形態などにより、特別徴収ができていないこと
 - ・ 文化や言葉の壁、納税意識の違いなどにより、滞納処理が進まないこと
 - ⇒ そこで、次のような方向性が考えられるか
 - ① 外国人の雇用形態なども踏まえた上での、特別徴収のさらなる推進
 - ② 納税の実効性を確保する(納税せねばならないという環境作り)
- (2) 納税せずに出国(帰国)してしまう者が多いことについて。
 - ⇒ 所得の発生のタイミングと納税のタイミングにずれが生じることが、最大の原因であると考えられる。そして、その究極的な解決策としては、現年課税が考えられるが、これは中長期的な検討を要する課題。
 - ⇒ その他の課題として、
 - ・ 市町村が事前に出国を把握するすべがなく、外国人に対し直接納税を求めるタイミングがないこと
 - ・ したがって、仮に資産などがあっても、納税しないまま帰国してしまう場合があること
 - ・ いったん帰国してしまえば、徴収コストの問題などから、徴収をあきらめざるを得ない状況にあること
 - ⇒ そこで、次のような方向性が考えられるか。
 - ③ 帰国の予定を把握する機会を増やす
 - ④ 帰国時や帰国後の納税の実効性を確保する方法を模索する

【参考】中長期在留者が実施する主な手続



4

【参考】中長期在留者が行う主な申請一覧

※ ○の手続は、実施後住基法に基づき、出入国在留管理庁から住民票のある市町村に通知され、外国人住民台帳に反映(住民基本台帳の正確性を期す目的)。

申請・届出名	申請・届出先	申請・届出期限	申請・届出項目	市町村への情報提供※
①上陸申請	入国審査官	上陸時	本邦において行おうとする活動の内容	—
②住居地届出等 (法第19条の7) (法第19条の8) (法第19条の9)	出入国在留管理庁長官 (市町村長を経由)	住居地を定めた(の変更)日から 14日以内	国籍・地域、氏名、生年月日、性別、 住居地(前の住居地も含む)、 在留カード番号 等	—
③住居地以外の 記載事項の 変更届出等 (法第19条の10)	出入国在留管理庁長官	変更を生じた日 から14日以内	国籍・地域、氏名、生年月日、性別及び それらのうち変更を生じた事項等	○
④所属機関等に 関する届出等 (法第19条の16)	出入国在留管理庁長官	事由が生じた日 から14日以内	※在留資格によって異なる(例:特定技能) 契約機関(就職先・学校等)の名称や 所在地の変更、 契約の終了や締結等があった年月日 等	×
⑤在留期間の 更新申請等 (法第21条)	法務大臣	在留期間が 満了する日まで	※在留資格によって異なる。 (例:特定技能) 基本的に、活動の内容及び期間、滞在費 支弁方法、納税状況及び社会保険の加入 状況等を確認	○ (在留期間)
⑥転出届 (住基法第24条)	市町村長	—	氏名、転出先、転出の予定年月日	—

【参考】外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(平成30年12月25日)(抄)

- 地方入国管理官署における特定技能外国人の受入れに関する審査に当たっては、受入れ機関における納税義務の履行状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関については特定技能外国人の受入れを認めないこととするともに、その受入れ後において、特定技能外国人からの在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請の際に、受入れ機関の源泉所得税等の滞納状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関に対しては適切な指導等を行う。
また、納付すべき所得税や住民税を自己の責めに帰すべき事由により一定程度滞納がある特定技能外国人については、同人からの在留資格変更許可申請等を不許可とすることとし、関係機関に通報するなど必要な情報連携を行うこととするほか、その他の在留資格を有する外国人についても、今後、同様の措置を講ずることを検討する。〔法務省(国税庁、総務省)〕《施策番号95》
- 受入れ機関は、特定技能1号外国人が円滑に納税を行うことができるようにするための支援、特に、在留期間満了時まで、翌年納付すべき住民税を当該外国人に代わって納付することができるようにするための支援措置を講ずることとし、出入国在留管理庁(平成31年4月発足)は、受入れ機関が納税に係る支援を的確に実施できるよう受入れ機関に対する周知を図り、適正な履行が確保されていない受入れ機関に対しては、適切な指導等を行う。〔法務省〕《施策番号96》
- 個人住民税の滞納対策として、給与支払者に徴収・納入をさせる特別徴収を促進することが必要との観点から、地方公共団体と連携して、特別徴収の適切な実施のための事業者に対する周知を図る。
地方税に関しては、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の制度を「生活・就労ガイドブック(仮)」に記載すること等を通じて、企業や納税義務者たる外国人に対する周知を図る。
〔総務省〕《施策番号97》

グローバル社会における 個人住民税のあり方

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(平成30年12月25日)(抄)

○ 地方入国管理官署における特定技能外国人の受入れに関する審査に当たっては、受入れ機関における納税義務の履行状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関については特定技能外国人の受入れを認めないこととするとともに、その受入れ後において、特定技能外国人からの在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請の際に、受入れ機関の源泉所得税等の滞納状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関に対しては適切な指導等を行う。

また、納付すべき所得税や住民税を自己の責めに帰すべき事由により一定程度滞納がある特定技能外国人については、同人からの在留資格変更許可申請等を不許可とすることとし、関係機関に通報するなど必要な情報連携を行うこととするほか、その他の在留資格を有する外国人についても、今後、同様の措置を講ずることを検討する。
〔法務省(国税庁、総務省)〕《施策番号95》

○ 受入れ機関は、特定技能1号外国人が円滑に納税を行うことができるようにするための支援、特に、在留期間満了時まで、翌年納付すべき住民税を当該外国人に代わって納付することができるようにするための支援措置を講ずることとし、出入国在留管理庁(平成31年4月発足)は、受入れ機関が納税に係る支援を的確に実施できるよう受入れ機関に対する周知を図り、適正な履行が確保されていない受入れ機関に対しては、適切な指導等を行う。〔法務省〕《施策番号96》

○ 個人住民税の滞納対策として、給与支払者に徴収・納入をさせる特別徴収を促進することが必要との観点から、地方公共団体と連携して、特別徴収の適切な実施のための事業者に対する周知を図る。

地方税に関しては、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の制度を「生活・就労ガイドブック(仮)」に記載すること等を通じて、企業や納税義務者たる外国人に対する周知を図る。〔総務省〕《施策番号97》

【参考】外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(社会保険部分抜粋)

○ 地方入国管理官署における外国人の在留資格変更・在留期間更新時や、ハローワークにおける求人受理時等において、関係行政機関が連携を図ることにより、外国人雇用事業所や外国人の社会保険への加入促進に取り組む。

このため、新たな在留資格による外国人について、特定技能外国人の受入れに関する審査に当たり、社会保険制度上の義務の履行状況などを確認することとし、過去にその納付すべき社会保険料を一定程度滞納するなどした受入れ機関については受入れを認めないこととする。また、上陸許可や在留資格変更許可等をした外国人の身分事項や所属機関の情報及びその帯同家族の情報を法務省から厚生労働省等に提供し、関係機関において、当該情報を活用しながら所要の確認や適用、必要に応じた加入指導等を行うことにより、社会保険の加入促進に取り組む。加えて、国民健康保険・国民年金については、保険料を一定程度滞納した者からの在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を不許可とする等の対策を講ずる。

上記の新たな在留資格における法務省から厚生労働省等への情報提供等や在留期間更新許可申請等に係る取組については、その他の在留資格を有する外国人についても、今後、同様の措置を講ずることを検討する。

[法務省、厚生労働省]《施策番号93》

2

特定技能外国人受入れに関する運用要領

平成31年3月に出入国管理庁(当時は、法務省入国管理局)が策定した特定技能外国人に受入れに関する運用要領には、

- ・ 特定技能外国人が納税義務を履行していない場合は、(在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請に対して)消極的な要素として評価される旨記載されるとともに、
- ・ 特定技能所属機関(特定技能外国人を雇用する者)についても、納税義務等を特定技能外国人に十分理解させることが求められることが記載されている。

第4章 特定技能外国人に関する基準

第3節 在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請時の取扱い(抜粋)

(2) 納税義務のほか公的義務の履行に関するもの

- 納税義務がある場合には、当該義務を履行していることが求められ、納税義務を履行していない場合には消極的な要素として評価されることとなります。例えば、納税義務不履行により刑に処せられている場合のみならず、納税義務を履行していないことが判明し、納税義務を履行するよう助言・指導されたにもかかわらず、引き続き納税義務を履行していない場合(ただし、納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)の適用を受けている場合を除く。)には消極的な要素として評価されることとなります。
- 特定技能所属機関においても、雇入時の労働条件の明示や1号特定技能外国人支援計画の実施に当たっては、納税義務や社会保険料の納付義務の履行について、特定技能外国人に十分に理解させることが求められます。

【確認対象の書類】

○ 地方税

・直近1年分の個人住民税の課税証明書及び納税証明書

・納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)に係る通知書の写し

* 納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合

出入国管理及び難民認定法(抄)

(在留期間の更新)

第二十一条 本邦に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けることができる。

2 前項の規定により在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留期間の更新を申請しなければならない。

3 前項の規定による申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。

4 (略)

出入国管理及び難民認定法施行規則(抄)

(在留期間の更新)

第二十一条 法第二十一条第二項の規定により在留期間の更新を申請しようとする外国人は、在留期間の満了する日までに、別記第三十号の二様式による申請書一通を提出しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、写真一葉並びに申請に係る別表第三の五の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方入国管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

3~6 (略)

※ その上で、別表第三の下欄には、多くの在留資格で「年間の収入及び納税額に関する証明書」が掲げられている。

「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」(入国管理局) (抄)

在留資格の変更及び在留期間の更新は、入管法により、法務大臣が適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可することとされており、この相当の理由があるか否かの判断は、専ら法務大臣の自由な裁量に委ねられ、申請者の行おうとする活動、在留の状況、在留の必要性等を総合的に勘案して行っているところ、この判断に当たっては、以下のような事項を考慮します。…3以下の事項については、適当と認める相当の理由があるか否かの判断に当たっての代表的な考慮要素であり…(以下略)

6 納税義務を履行していること

納税の義務がある場合には、当該納税義務を履行していることが求められ、納税義務を履行していない場合には消極的な要素として評価されます。例えば、納税義務の不履行により刑を受けている場合は、納税義務を履行していないと判断されます。

なお、刑を受けていなくても、高額な未納や長期間の未納などが判明した場合も、悪質なものについては同様に取り扱います。

生活・就労ガイドブック

日本で生活を始める外国人の方が、日本での円滑な生活を送るために生活全般に関する基礎的な情報をとりまとめた「生活・就労ガイドブック」においても、出国した場合の個人住民税の徴収について明記されている。

第8章 税金(抜粋)

2 住民税

2-1 住民税とは

住民税は、住んでいる都道府県と市町村に納める税金のことで、1月1日現在で日本に住所のある方は、住民税の対象となります。

都道府県民税と市町村民税の2つを合わせたものを「住民税」といい、一括して市町村に納めます。

住民税は、住民に定額の負担を求めるもの(均等割)と前年の所得の額に応じて負担を求めるもの(所得割)などがあります。所得割の税額の計算は所得税と同様の仕組みとなっています。

2-2 住民税の納付

(1) 普通徴収

市町村が送付する納税通知書によって、年間の税金を4回に分けて納めます。

(2) 特別徴収

事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税者)に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税を差し引いて納めます。

2-3 日本から出国する場合

住民税は、前年の所得に対して、1月1日現在で住所のある市町村で課税されますので、年度の途中で日本から海外へ転出しても、その年度の住民税は納める必要があります。日本から出国するまでの間、勤務先が支払う給与から住民税が徴収されていた場合には、最後の給与から未納分の税金を一括して徴収してもらう方法(一括徴収)があります。

また、日本から出国するまでに住民税を納めることができなかった場合は、出国する前に日本に住んでいる方を「納税管理人(納税者に代わって税金を納める人)」として定めてお住まいの市町村に届け出てください。未納分の税金については、納税管理人に通知されます。

令和元年度 第2回個人住民税検討会

グローバル社会における 個人住民税のあり方

令和元年 8月 9日
豊橋市 市民税課

1 豊橋市の状況

(1) 豊橋市住民人口の推移

年月日	総人口	外国人	外国人割合	外国人1位	外国人2位	外国人3位	外国人4位	外国人5位
H31.1.1	377,303人	17,219人	4.7%	ブラジル 7,743人	フィリピン 3,511人	中国 1,476人	韓国朝鮮 1,336人	ベトナム 870人
H30.1.1	377,561人	15,804人	4.2%	ブラジル 6,955人	フィリピン 3,261人	韓国朝鮮 1,373人	中国 1,371人	ベトナム 728人
H29.1.1	378,018人	14,738人	3.9%	ブラジル 6,531人	フィリピン 2,947人	韓国朝鮮 1,416人	中国 1,378人	ペルー 701人
H28.1.1	378,485人	14,079人	3.7%	ブラジル 6,229人	フィリピン 2,759人	中国 1,467人	韓国朝鮮 1,434人	ペルー 706人
H20.1.1	385,137人	20,428人	5.3%	ブラジル 12,885人	韓国朝鮮 1,906人	フィリピン 1,758人	中国 1,548人	ペルー 1,016人

1 豊橋市の状況

(2) 平成30年度個人市民税 納税義務者・滞納者

科目	納税義務者	内外国人 納税義務者	外国人納税 義務者割合	収入率	滞納者	内外国人 滞納者	外国人 滞納者割合
現年課税分	208,062人	7,220人	3.5%	98.7%	4,781人	996人	20.8%
内普通徴収	53,855人	2,877人	5.3%	94.3%	4,781人	996人	20.8%
内年金特徴	26,364人	—	—	100%	—	—	—
内特別徴収	127,844人	4,343人	3.4%	99.9%	—	—	—

注) 年度当初の外国人普通徴収2,221人、特別徴収4,999人

2

1 豊橋市の状況

(3) 平成30年度個人住民税 公示送達・執行停止

項目	全件数	内外国人件数	全件数に占める 外国人割合	外国人の 国外転出者	外国人に占める 国外転出者割合
公示送達	465人	197人	42.4%	104人	52.8%
執行停止 (現年分)	123人	67人	54.5%	60人	90.0%
執行停止 (過年分)	896人	181人	20.2%	68人	37.6%

3

2 特別徴収のさらなる推進

(1) 愛知県個人住民税特別徴収推進協議会

個人住民税の特別徴収推進強化「あいち2012」宣言（平成24年9月28日）

- ① 特別徴収を実施していない事業主の方への勧奨…県職員により継続中
平成24年度～平成30年度の勧奨実績 12,839件
- ② 法人会・税理士会などの関係団体への依頼活動…事務局及び県推進員により実施
- ③ 特別徴収を実施していない事業主の方への地方税に定められた特別徴収税額の通知
…市町村により異なる（通知済・段階的实施中・実施予定有など）
- ④ ホームページ・広報誌などによる広報活動…概ね実施済
- ⑤ その他、特別徴収の推進施策の検討

愛知県特徴率	24年度76.05%	29年度83.63%	30年度84.14%
全国特徴率	24年度72.8%	29年度83.2%	

4

2 特別徴収のさらなる推進

(2) オール東三河特別徴収徹底宣言！ ～住民税は給与からの天引きで～（参考資料）

平成27年6月30日、東三河8市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）合同で、市政記者（16社）に対して報道発表

東三河特徴率	24年度68.98%	29年度84.33%	30年度84.35%
豊橋市特徴率	24年度71.17%	29年度83.37%	30年度83.58%

豊橋市の普通徴収から特別徴収へ切替に向けての取組

- ① 特別徴収未実施の事業所に対してお知らせや電話での協力要請
- ② eLTAXチラシ及び特徴推進チラシを年末調整説明会等で配布及び送付（参考資料）
- ③ 切替理由の記載がない給与支払報告書は特別徴収
- ④ 普通徴収切替理由書等の様式の統一
- ⑤ 電子納税の案内

5

3 在留中の納税の実効性確保

(1) 納税通知書の送付

① 確定申告受付支援

豊橋市国際交流協会共催・東海税理士会豊橋支部の協力のもと、毎年2月上旬の日曜日に外国人のための無料相談申告受付を開催

② 普通徴収納税通知書（参考資料）

納税通知書送付時に、ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語の4か国語のチラシ「市民税・県民税の納税について（支払方法、時期、出国の場合）」を同封

③ かんたんな税金のしおり（参考資料）

やさしい日本語版・ポルトガル語・スペイン語・英語・タガログ語をホームページと冊子を窓口配置

6

3 在留中の納税の実効性確保

(2) 滞納者納税相談

① 通訳者の確保

納税課…ポルトガル語通訳1名 嘱託職員

多文化共生国際課…英語、ポルトガル語、タガログ語各1名 嘱託職員

全庁取組…外国語会話ができる職員の登録

② 多言語の催告書送付…英語、ポルトガル語、タガログ語、中国語

③ 在留期間を意識した催告

催告書にビザ更新時に納税証明が必要と記載

④ 外国人受入企業、技能研修生受入団体との連携

多文化共生国際課・市民税課・納税課共同で帰国前に納税の必要性を説明

⑤ 外国人協会や団体と連携した啓発

協会等の協力で、SNSに休日納税相談日を発信

7

3 在留中の納税の実効性確保

(3) 転入・転出

① 転入届出時

案内文書…「所得・納税証明の必要な方は、1月1日現在で住民登録していた市区町村役場の税務担当課へお尋ねください。」

② 転出届出時

案内文書…市税・国民健康保険税又は、その他の利用料等に未納のある方（未納があるかもしれない方）

「納付又は納税相談（未納の有無の確認）をしてください。」

※国外転出の場合、現状では転出届を提出しないで出国してしまい、後日、法務省からの通知により、国外転出扱いとしている。

8

3 在留中の納税の実効性確保

(4) 中長期在留者

① 特別徴収 法321の5②ただし書

給与所得者が6月1日から12月31日までの間に退職等によって給与の支払いを受けないこととなった場合で、その給与所得者に対して翌年の5月31日までの間に支払われる予定の給与又は退職手当等が退職した月の翌月以降に徴収されるべき月割額に相当する金額を超え、給与所得者から給与支払者に申出があったときは、未納分の月割額の全額をその給与又は退職手当等から一度に徴収しなければならない。

豊橋市…静岡県自動車組立部品事業所（中長期在留者：主にブラジル人）

ただし書を準用して、徴収可能月まで徴収納付してもらっている。

普通徴収分の納付負担軽減につながる。

平成30年異動届出書47件 内12件について一部徴収（予定納税）

最近の傾向…入局管理局ビザ更新手続き時に、納税確認が強化されてきた。

9

3 在留中の納税の実効性確保

(5) 短期在留者

① 普通徴収

技能実習制度（短期在留者）が従事している業務

- ・個人経営農業…中国人、ベトナム人
 - ・工事製造業等…タイ人、インドネシア人、フィリピン人、中国人、ベトナム人
- ※中国人の技能実習生は、租税条約により非課税となっている。

豊橋市…農業実習生は普通徴収

製造実習生は特別徴収、しかし、実習期間満了による退職後は普通徴収

◎技能実習生は期間満了とともに住民登録の手続き未届出まま帰国してしまう。また、在留期間を税システムで管理していないこともあり、接触機会がない上に、差押財産もないため徴収不可として執行停止処分をしている。

10

4 前年所得課税主義と現年度課税化

《あくまでも私見であることを御了承ください》

(1) 前年所得課税主義…指定技能の新設による外国人就労者増加に伴う収納対策

① 特徴一括徴収の強化（法321の5②ただし書の改正）又は繰上徴収（法13の2）

年末までに帰国退職する場合は、特別徴収義務者に一括徴収を義務化する。

② 納税証明書の添付（入管法の改正）

出国時（一時帰国を含む。）に納税証明書の提出又は提示を義務化する。

③ 準申告制度の設立（所得税申告に準ずる新設）

1月2日以降の退職帰国者に対する新年度課税分の申告納税を義務化する。

※個人住民税の例外…退職所得の課税の特例（法328）

④ 納税管理人指定（法300①②の改正）

確定申告の納税管理人を職権指定する。また、新年度分納付完了まで解除を認めない。

（例）豊橋市…還付金額受領後に、「連絡不通のため」として解除届が提出される。

⑤ みなし納税管理人（総則又は市町村民税の新設）

短期在留資格の技能実習生等の雇用主に納税義務の継承を義務化する。

11

4 前年所得課税主義と現年度課税化

(2) 現年度課税化

① 所得税方式と市町村清算方式

収入率向上とともに昨今の働き方改革による業務内容の簡略化を目指すため、AI、RPA等を駆使して新たな課税体系を作り出すとともに、賦課期日の定義の見直しを含め、マイナンバーカードと市区町村コードによる納付方法が可能となる納税システムを発展させるなど特別徴収義務者、納税者及び住民税課税従事者の負担軽減と、住民にわかりやすい地方税法に改正することが望ましい。

◎所得税、個人住民税、自治体による差異等…均等割と所得割による税額決定、減免制度、住登外課税制度、納期の特例、所得税申告義務を要さない所得への賦課、所得税と異なる所得控除、所得税と異なる所得申告（株式配当、株式譲渡等）、非課税の範囲（総務省令で定める率）、超過課税自治体と所得割税率（指定都市）など

12

参考資料

【ホームページ、冊子、チラシ】

特別徴収推進関連

- ・ オール東三河特別徴収徹底宣言！ ～住民税は給与からの天引きで～ P14
- ・ 給与支払報告書提出時の留意点（お願い） P15
- ・ 電子納税サービスについて P15

外国人啓発関連

- ・ 市民税・県民税の納税について P16
- ・ かんたんな税金のしおり P17,18
- ・ 税金カレンダー P19

13

オール東三河特別徴収徹底宣言！
～住民税は給与からの天引きで～

東三河8市町村（豊橋市、豊川市、濱都市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）は、平成28年度に個人住民税の特別徴収（給与からの天引き）を未実施の事業所を特別徴収義務者として、一斉に指定することを平成27年6月30日に発表しました。

対象事業所には、平成27年11月に指定予告通知書を送る予定です。
個人住民税を給与から天引きし、事業所がまとめて納入する特別徴収は、給与所得者の個人住民税の納付に係る負担を軽減します。あわせて、収納率が向上するため、各市町村が自立した財源を確保するだけでなく、持続・安定した行政運営にもつながります。
この趣旨をご理解いただき、今後ともより一層ご協力いただきますようお願いいたします。

事業主にとっても事務は簡単

各市町村から通知された市町村民税・県民税額を従業員の給与から天引きするだけで！
所得税の源泉徴収事務のように、税額の計算や年末調整をする手間がありません。

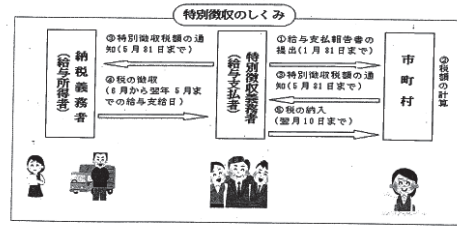
従業員が定時10人未満の場合は、申請により年12回の納期を年2回とすることができます。
納期 6月～11月分 12月10日まで
特別 12月～5月分 6月10日まで

従業員にとってもメリットがある！

従業員自身が納税するために金融機関等へ向く必要がありません。

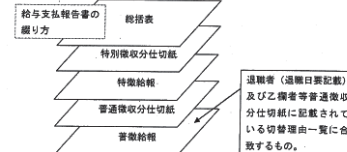
普通徴収は原則、年4回自分で納付するのに対し、特別徴収は年12回で給与天引きされるので、一回当たりの負担が軽くなります。
◎年納額が90,000円の場合一回当たりの負担額
特別徴収 5,000円×12回
普通徴収 15,000円×4回
普通徴収より1回あたりの負担が軽い！

納め忘れによる延滞金がかかるという心配がありません。



給与支払報告書の提出について

毎年1月1日現在において給与を支払する者で、給与所得に係る所得税の源泉徴収をする義務のある者は、1月31日までに給与支払報告書（前年中の給与所得の金額、その他必要事項を記載したもので源泉徴収額と同じ内容のもの）を、給与を支払を受けている人の1月1日現在の住所所在地の市町村長に提出しなければなりません。また、年の途中で退職した人についても退職時の住所地の市町村長へ提出してください。



区分	普通徴収分(個人納付)分
① 退職者	人
② 退職者	人
③ その他	人
計	人

裏面にQ&Aがあります。



給与支払報告書提出時の留意点（お願い）

- ◆ 総括表の納税者情報には利用届出の基本情報を使用し、正確に入力してください。
- ◆ 受給者のカナ氏名は、カナは半角、氏名は全角で入力し、氏と名の間にそれぞれ1文字分のスペースを空けてください。
【誤った入力例】
トヨタの 豊橋太郎
トヨタの 豊橋太郎
トヨタの 豊橋太郎
トヨタの 豊橋太郎
【正しい入力例】
トヨタの 豊橋太郎
トヨタの 豊橋太郎
トヨタの 豊橋太郎
トヨタの 豊橋太郎
※ は、1文字（カナは半角、氏名は全角）を表示します。
- ◆ 給与支払者の法人番号（個人事業主の場合は個人番号）および受給者、（源泉・特別）控除対象配偶者、扶養親族のマイナンバーの入力を忘れずお願いします。
- ◆ 事業所指定番号（市町村によって異なります）を入力してください。
※ 豊橋市の指定番号は「4から始まる4桁の番号」です。
- ◆ 普通徴収の表示が無いものは、すべて特別徴収となります。
徴収区分の入力を忘れずにしてください。
※ 特別徴収ができない場合のみ、普通徴収にチェック（入力）し、普通徴収仕切紙に記載された「目A」～「目F」の該当する記載資格欄に記入してください。
※ 徴収区分の入力に誤りがあると、事業所様・ご本人（受給者）様への納税通知の遅れにつながりますのでご注意ください。

eL-TAXの利用時間	8:30～24:00 (土日祝日、年末年始12/29～1/3は除く。)
詳しい情報は、ホームページをご覧ください	eL-TAXについて http://www.eltax.jp/ マイナンバーについて（内閣府） https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/
電話によるお問い合わせ 受付時間 9:00～17:00 (土日祝日、年末年始12/29～1/3は除く。)	0570-081459 (ヘルプデスク) 03-6550-7010 (上記の番号がつかない場合)

☆ このチラシの内容に関するお問合せ先 ☆
豊橋市役所 市民税課 個人市民税グループ
? 0532-51-2200

電子納税サービスについて

電子納税とは、eL-TAXを利用して、市税の納付手続きを自宅やオフィスからインターネット経由などで電子で行うことができるサービスです。従来のように、納税のために金融機関の窓口まで出向く必要がなくなります。

豊橋市では、一部の税目（個人市民税・県民税（特別徴収分、退職所得）、法人市民税、事業所税）で電子納税サービスを提供しています。利用可能な金融機関については、豊橋市ホームページにてご確認ください。

☆ 電子納税基本操作の流れ ☆



個人市民税・県民税（特別徴収分）の納付、法人市民税の見込み納付は別の方法で行います。

平成31（2019）年10月1日から地方税共通納税システムが稼働します。

個人住民税（特別徴収分）などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税可能となります。※すべて地方公共団体へインターネットバンキングやダイレクト納付により納税が可能となる仕組みです。
[対象税目] ○事業所税 ○法人市民税 ○個人市民税 ○県民税（特別徴収分、退職所得）

市民税・県民税の納税について

豊橋市

あなたの市民税・県民税が決定しましたので、同封しました納税通知書で、各納期限までに近くの金融機関又はコンビニエンスストアに納めてください。

納税の方法は、納税通知書により6月、8月、10月、翌年の1月末日までの4回に分けて納めていただきます。また、ご希望ならまとめて納めることもできます。

コンビニエンスストアでは、領収済通知書にバーコードのないもの、納期限から30日を過ぎたもの、金額を訂正したもの、金額が30万円を超えるものは取り扱いません。

コンビニエンスストアでは現金のみの取り扱いとなります。

○ 市民税・県民税を納める人

1月1日に豊橋市に住所がある人で、前年に所得があった人は、豊橋市へ市民税・県民税を納めなければなりません。

(この税金は、日本国を出国しても納税未到来分を含め、すべて納めなければなりません。また、納税しない場合はビザなどの許可や申請ができなくなる可能性があります。)

SOBRE O PAGAMENTO DO IMPOSTO MUNICIPAL E PROVINCIAL (SHIMINZEI・KEN MINZEI) 市民税・県民税納税について

MUNICÍPIO DE TOYOHASHI

Comunicamos que foi determinado o valor do seu Imposto Municipal e Provincial (SHIMINZEI E KENMINZEI).

Em anexo, estamos lhe enviando o talonário do imposto para que seja efetuado o seu pagamento, junto ao banco ou lojas de conveniência perto de sua residência, até os respectivos vencimentos.

Forma de pagamento: o imposto está dividido em 4 parcelas, com vencimento em junho, agosto, outubro e janeiro do ano seguinte. Caso deseje, poderá também ser pago a totalidade em uma única parcela.

As lojas de conveniências não recebem os impostos: sem o código de barra; os que ultrapassarem mais de 80 dias do vencimento; valores corrigidos ou parcelas com valores acima de ¥300 mil.

As lojas de conveniência só aceitam o pagamento em dinheiro.

○ QUEM DEVE CONTRIBUIR COM O PAGAMENTO DO IMPOSTO MUNICIPAL E PROVINCIAL. 市民税・県民税を納める人

Todas as pessoas com o endereço registrado no município de Toyohashi no dia 01 de janeiro, que auferiram renda no ano anterior, devem efetuar o pagamento do imposto municipal e provincial, ao município de Toyohashi.

(Este imposto, mesmo que saia do Japão, deve ser quitado na totalidade, inclusive os impostos devidos que ainda não estão vencidos).

The screenshot shows the official website of Toyohashi City. At the top, there are navigation links for English, Chinese, Portuguese, and Spanish. Below that is a search bar and a menu with categories like Home, Life, Health, Education, Culture, Tourism, Industry, and Municipal Information. The main content area is titled 'かんたんな税金のしおり (日本語・外国語)' (Easy Tax Guide). It lists links for Japanese, Portuguese, Spanish, English, and Tagalog versions of the guide. A sidebar on the left contains a '納付方法' (Payment Methods) section with links to the guide, payment locations, and e-TAX. At the bottom, there is contact information for the Finance Department and a link to a survey.

がいこくじんしのみん ぜいきん
外国人市民のための税金のしおり
 にほんごばん
(やさしい日本語版)

※外国人市民の方以外でも、簡単な税金のしおりとしてご利用ください※



税金について

豊橋市の税金は、小・中学校や市営住宅の運営、ごみの回収、道路や公園の整備、消防・救急活動などの様々な市民サービスを行うために使われる大切なお金です。
 ですから、税金を期限までに納めることはとても大切なことです。
納税のお知らせ(納税通知書)が届いたら、必ず確認して、納期までに納めましょう。
 税金について不明な点は、豊橋市役所まで連絡してください。

豊橋市役所 発行

Guia de Orientação sobre o Imposto para os Cidadãos Estrangeiros
[Português]

外国人市民のための税金のしおり ホルトガル語版



Sobre o Imposto

O imposto do município de Toyohashi, é muito importante para a prestação de serviços aos cidadãos, sendo utilizado na administração das escolas primárias, ginásias, habitações públicas municipais, recolhimento do lixo, manutenção de estradas e parques, atividades do corpo de bombeiros e atividades de emergência, entre outros.

Por isso, é muito importante pagar em dia o imposto.
Favor verificar sem falta ao receber o aviso do imposto (Comunicado do Imposto), manter o pagamento em dia.

Favor contatar com a prefeitura em caso de dúvidas sobre o imposto.

Editado pela Prefeitura de Toyohashi

豊橋市

納付の場所・ごよみ・納期限 (口座振替日)

豊橋市税クレジットカード納付のご案内

令和元年(2019年)度

納付	納期	納期限 (口座振替日)
5月 市営住宅 町会納付金	第1期 全額	5月31日(金曜日)
6月 市営住宅	第1期	7月1日(月曜日)
7月 国民健康保険料 第1期	第1期	7月31日(水曜日)
8月 市営住宅 国民健康保険料 第2期	第2期	9月2日(月曜日)
9月 国民健康保険料 第3期	第3期	9月30日(月曜日)
10月 市営住宅 国民健康保険料 第4期	第4期	10月31日(木曜日)
11月 国民健康保険料 第5期	第5期	12月2日(月曜日)
12月 市営住宅 国民健康保険料 第6期	第6期	1月6日(月曜日)
1月 市営住宅 国民健康保険料 第7期	第7期	1月31日(金曜日)
2月 市営住宅 国民健康保険料 第8期	第8期	2月2日(月曜日)

注) 市営住宅、国民健康保険料について、年度からの納付期限の方は年金支払月(納期行)に実行されます。

納付カレンダー (PDF)

- 日本語版 / Japanese (7.1KB)
- ポルトガル語版 / Portuguese (7.0KB)
- スペイン語版 / Español (7.0KB)
- 英語版 / English (8.2KB)
- タイ語版 / Thai (7.9KB)

Calendário de imposto Ano 2019

Mês do pagamento do imposto	Favor pagar o imposto até a data de vencimento	Tipo de Impostos			
		Imposto Municipal e Provincial (Shikennirai)	Imposto sobre Bens (Koshojiazai + Tohshokakuzai)	Imposto de veículos de porte pequeno (Kojidomazai)	Imposto sobre Seguro Nacional de Saúde (Kokumin kenko kosae)
Abril 4月					
Mai 5月	31 / MAI / 2019 (Sex)		1ª.Parcela	Parcela única	
	5月31日(金)		第1期	全期	
Junho 6月	1 / JUL (Seg)	1ª.Parcela			
	7月1日(月)	第1期			
Julho 7月	31 / JUL (Qua)		2ª.Parcela		1ª.Parcela
	7月31日(水)		第2期		第1期
Agosto 8月	2 / SET (Seg)	2ª.Parcela			2ª.Parcela
	9月2日(月)	第2期			第2期
Setembro 9月	30 / SET (Seg)				3ª.Parcela
	9月30日(月)				第3期
Outubro 10月	31 / OUT (Qui)	3ª.Parcela			4ª.Parcela
	10月31日(木)	第3期			第4期
Novembro 11月	2 / DEZ (Seg)				5ª.Parcela
	12月2日(月)				第5期
Dezembro 12月	6 / JAN / 2020 (Seg)		3ª.Parcela		6ª.Parcela
	1月6日(月)		第3期		第6期
Janeiro 1月	31 / JAN (Sex)	4ª.Parcela			7ª.Parcela
	1月31日(金)	第4期			第7期
Fevereiro 2月	2 / MAR (Seg)		4ª.Parcela		8ª.Parcela
	3月2日(月)		第4期		第8期
Março 3月					

豊島区の外国人住民税 の課題について

2019年8月9日(金)

豊島区役所
税務課長
井上 浩徳

豊島区の紹介

- ・面積…13.01km²
(23区中18位)
- ・人口…290,422人
うち外国人29,636人
(令和元年7月1日時点)
- ・人口密度…22,323人/km²
(日本一の高密都市)

○巨大ターミナル池袋

- ・一日乗降客258万人
- ・サンシャイン60
- 住と商のバランス
- ・商業地「池袋」、周辺は住宅地
- ・約50%はマンション世帯

○7大学など10万人が学ぶ

- 学習院大学／川村学園女子大学／女子栄養大学／帝京平成大学／東京音楽大学／大正大学／立教大学
- ・私学など、約130の教育機関



○マンガの聖地「トキワ荘」

- ・手塚治虫、赤塚不二夫らが過ごしたアパート
- ・手塚治虫が住んだ「並木ハウス」は現存

- 23区・北西部に位置
- 日本一の人口密度
- 進む少子高齢化

○ソメイヨシノ桜 発祥の地”駒込“

- ・江戸時代は園芸の土地

○おばあちゃんの原宿 巣鴨地蔵通り商店街

- ・年間850万人が訪れる

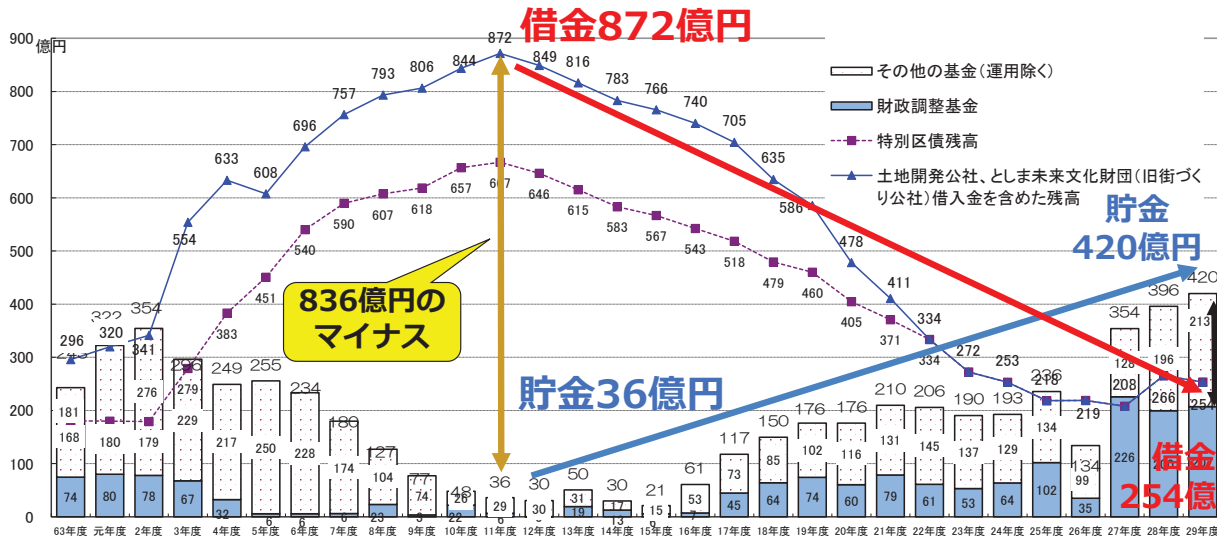
○国重要指定文化財 雑司が谷「鬼子母神」

- ・自由学園明日館、長崎富士塚

○池袋モンパルナス

- ・小熊秀雄、熊谷守一、寺田政明らを育てた、“芸術家が交流するまち”

豊島区の財政状況の推移



平成11年
財政破綻寸前

徹底した行財政改革
○人件費削減
○施設の統廃合
○事業の見直し

25年度決算で
23年ぶりに貯金が
借金を上回る

29年度決算では
160億円貯金が
借金を上回る

財政健全化³

	平成12年度	平成29年度		平成11年度決算	平成29年度決算
職員数	2,899人	1,970人	人口	24.8万人	29万人
人件費	282億円	219億円	区民一人当たり	借金33.6万円	貯金5.7万円
人件費比率	32.6%	19.0%	経常収支比率	99.5%	79.8%
			公債費比率	14.0%	3.6%

消滅可能性都市から持続発展都市へ

平成26年5月8日
日本創成会議による発表
23区で唯一「消滅可能性都市」

全国の1,718自治体のうち、896の自治体が
「消滅可能性都市」に

ピンチをチャンスに!
人口減少社会への
豊島区の挑戦

これからの豊島区のまちづくり
個性と存在感を発揮する「住みたい、訪れたい」まちへ



女性にやさしい
まちづくり

地方との共生

対策の4つの柱

高齢化への
対応

日本の推進力

世界を視野に置いたまちづくりの展開⁴

国際アート・カルチャー都市構想

池袋西口公園
西口の「アート・カルチャー都市」のシンボルとして本格的な劇場空間へ！
(平成31年秋リニューアルオープン)

池袋駅西口地区
(市街地再開発事業)
平成27年12月 準備組合設立
平成30年度 都市計画決定予定
● 国家戦略都市計画建築物等整備事業予定

池袋駅西口地区
Hareza(ハレザ)池袋
● ニコニコ本社
● 池袋公園
● 池袋駅
● 池袋西口公園
● 池袋駅西口地区
● 池袋駅
● 池袋西口公園
● 池袋駅西口地区
● Hareza(ハレザ)池袋
● ニコニコ本社
● 池袋公園
● 池袋駅
● 池袋西口公園
● 池袋駅西口地区

ハレザ池袋 2020年度グランドオープン 8つの劇場が誕生
年間1000万人を集客する「国際アート・カルチャー都市」のシンボル
(平成31年4月末 新ホール棟竣工、平成32年7月 オフィス棟を含むグランドオープン)
● 国家戦略民間都市再生事業認定 (平成28年度)

国家戦略都市再生プロジェクト

LRT実現に向けた電気バスの導入
平成31年度 運行開始予定
池袋・新庁舎を起点として、区内各地域を巡回する新・移動手段
工業デザイナーの水戸岡鋭治先生にトータルデザインを依頼

造幣局跡地の新公園
(平成31年度末 防災公園開園予定)
防災公園から見た東京国際大学

東池袋1丁目地区 約0.5ha
(平成29年3月準備組合設立)

東池袋4丁目2番街区 市街地再開発事業
(平成29年3月 都市計画決定)

東池袋5丁目地区 市街地再開発事業
(平成29年度 工事着手)

南池袋公園
(平成28年4月リニューアル)

豊島区新庁舎
(平成27年3月竣)

南池袋2丁目C地区 (市街地再開発事業)
(平成29年2月 国家戦略都市再生プロジェクト)
(平成29年度 都市計画決定 予定)

東池袋4丁目2番街区 市街地再開発事業
(平成29年3月 都市計画決定)

東池袋5丁目地区 市街地再開発事業
(平成29年度 工事着手)

ビックリカード上空デッキ
(平成31年秋竣工予定)
約6.16m、幅22m×長28m
西武ビルと合わせて約2,000

西武鉄道池袋ビル計画
(平成31年秋竣工予定)
● 民間都市再生事業計画認定

「わたしらしく、暮らせるまち。」主なプロジェクト

FFパートナーシップ協定 【公民連携による分野横断的な事業展開】

企業と連携し、女性や子育て世代・働く世代をメインターゲットにお互いのノウハウや人材などのリソースを活用した事業や企画を展開



としまぐらし会議 【多方向の対話の場の構築】

住民、企業、行政など、様々な立場が一堂に会し、「こんなまちにしたい」を実現するための会議として開催。フューチャーセッション型のワークショップを行い、10のプロジェクトが誕生



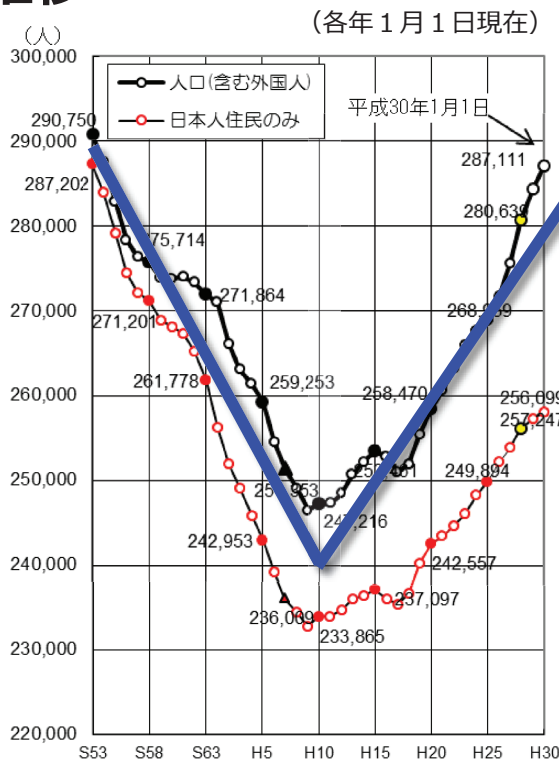
としまパブリックトイレ・トイレアートプロジェクト

“トイレは街の顔”
公園トイレ85か所を3年で改修していくなかで、若手アーティストとのコラボや住民参加による地域特性を活かしたアートトイレを展開



豊島区 人口29万人突破

人口の推移



■消滅可能性都市の指摘を受けた平成26年から4年間で15,000人増

■そして、平成30年7月5日人口は290,024人に

V字回復で40年ぶりの29万人突破!



7

外国人住民数

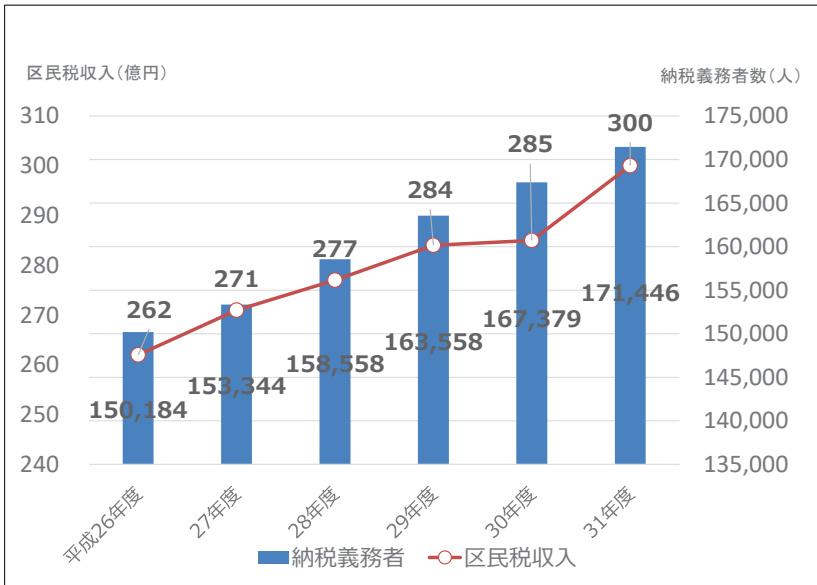
■外国人人口は右肩上がり



8

文化によるまちづくりの成果

納税義務者数と区民税収入の推移



※区民税収入については、29年度までは決算額、30・31年度は予算額

※納税義務者については、平成29年度までは決算額、30年度は決算見込みベース、31年度は当初予算ベース

消滅可能性都市の指摘を受けた
平成26年から5年間で

■ 納税義務者

約21,000人の増加!

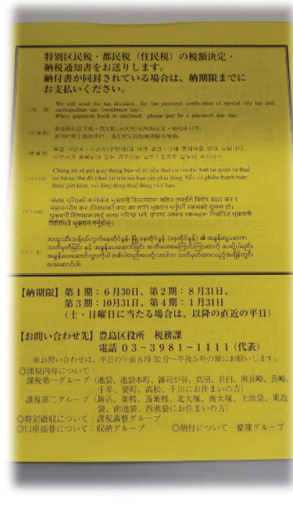
■ 区民税収入

約38億円の増加!

豊島区への対策①

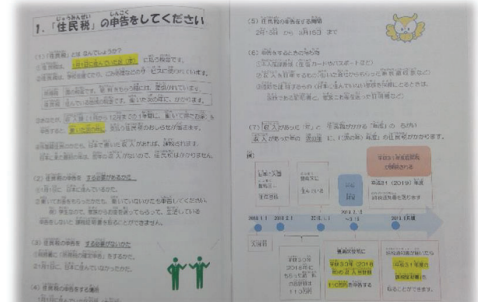
課税通知書

課税通知書には英語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語を記載。中に黄色い目立つ用紙を同封し、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語で期限内に納税するよう注意喚起



住民税ガイドブック

はじめて日本に住むかた向けに、住民税の申告、計算方法、納税管理人、租税条約、課税・納税証明書、住民税の納付などについて、やさしい日本語で紹介



豊島区の対策②

翻訳タブレット

中国語、英語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語など12か国語に対応するタブレット端末により多言語による相談業務を開始



外国語対応相談員

中国語対応の相談員を配置し、滞納抑制を図ってきた。昨年途中よりベトナム語対応相談員を活用開始（税務・国保）

催告書

催告慣れが起きないように毎回デザインを変えるとともに、豊島区の特徴に合わせベトナム、ネパール、ミャンマー語での案内も記載



11

豊島区の対策③

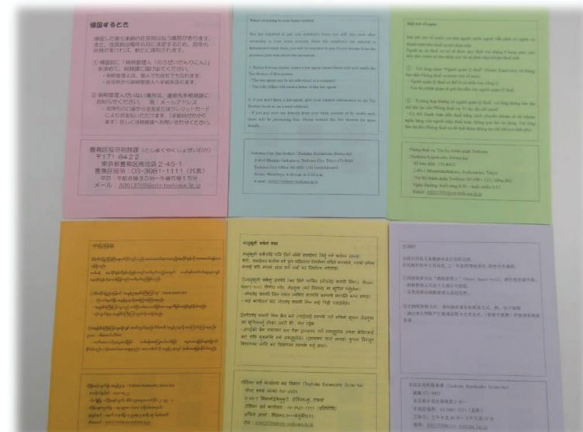
SMS催告

SMS（ショートメッセージサービス）は、一度に多くの対象者に配信できることから、事務負担が小さく、コストの大幅な削減が図れる、新たな納付勧奨手段として活用。今年度は外国人滞納対策として、英語による配信を実施



税のチラシ

英語、中国語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語に訳したチラシを製作。区内の日本語学校等に配布し、日本の税制度を周知を図っている

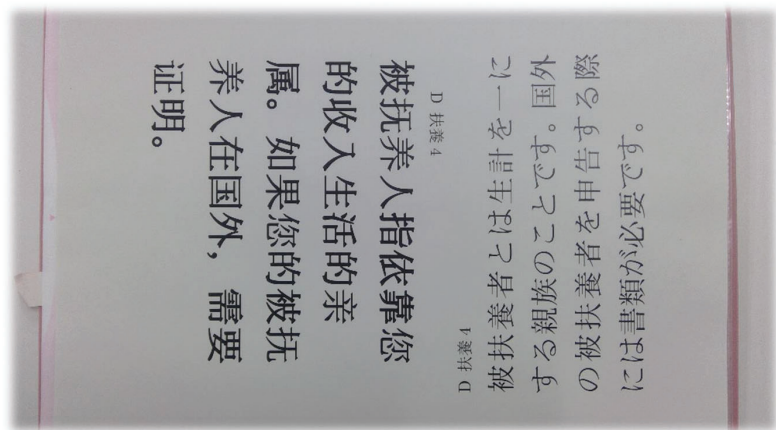


12

豊島区の対策④

指差し式 窓口フレーズ

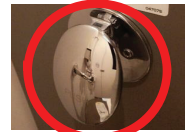
課税と滞納整理用に、中国語と英語版を作成。それぞれ約40フレーズほどあり、窓口で活用



番外編

トイレの流し方

おすとながれます



英語: Push and Clean

中国: 请按此按钮 冲水

韓国: 누르면 물리는

タイ: กดเพื่อจมน

ベトナム: Push to chim

ミャンマー: စာနယ်ဇင်းများ ဝိုဒေါ်

13

豊島区の対策⑤

令和元年度 自主研究活動

【主催】中国語でしゃべらんち

「中国語でしゃべらんち」



～楽しくランチタイム語学～

ネイティブ職員である特別区税外国語対応相談員の趙さんと職員と一緒に、楽しみながら食事をして中国語を学びます。対象は中国語の会話に興味がある人全員で、中国語を話せない職員でも大丈夫です。令和元年度は、「火曜日は初心者向け」、「木曜日は中・上級者向け」に開催します。昼休み時間帯で、気軽にネイティブから直接学べる機会です。必要なものは中国語を学びたい意欲と、自分の分のおひるごはんだけです。皆様の参加を歓迎します!(^^)!

ぜひ昼休みに「中国語でしゃべらんち」にお越しください。

【プロフィール】

国立大学法人 千葉大学 大学院卒

中国語の標準語（公用語）である北京語を話す。

最近のマイブームは身体を鍛えることと美味しい料理を作ること。

平成28年度から税務課の職員として窓口や電話での中国人対応といった職務を遂行している。



豊島区職員
趙 連偉 女士

期 間	毎週2回(火・木曜日)昼休開催※祝日は除く
場 所	豊島区本庁舎 教育委員会室(教育委員会で昼休みに部屋を使用しない日)
費 用	無料(テキスト代も無料です)
申 込 み	下記の間合せ先までご連絡ください。(事前申込必須)
間合せ先	総合高齢社会対策推進室 代表:畑 内線:2426 税務課 課税調整グループ 副代表:高野 内線:2353 税務課 整理第一グループ 副代表:大矢 内線:2351 生活衛生課 環境衛生グループ 副代表:渋谷 内線:4093

こんな感じで開催しています!



食文化研究(餃子制作)の様子

現地視察(台湾訪問)の様子

H30 spin-off



14

豊島区の対策⑥

多言語での行政情報動画

来日したばかりの外国人留学生に対して、住民税・国民健康保険料等の生活のルールを周知するための動画を作成。豊島区ホームページ以外にもYouTubeでも配信



留学生同士の会話に先輩が答えるシーン

15

課題まとめ

- 1 外国人住民の増加 豊島区民の10.2%が外国人
- 2 留学生が多く、翌年課税時に特別徴収できない
- 3 納税管理人制度が浸透しない
- 4 翌年課税のため、帰国時点での納付が難しい
- 5 住民税制度の無い国からの入国者には、住民税の理解が得られない

今後、どうしていくか？

16

ご清聴ありがとうございました。

(参考)

第2 個人住民税の現年課税化 に関する資料

個人住民税の現年課税化について

1 これまでの検討会等における議論経過

個人住民税の現年課税化に関する過去の議論

○長期税制のあり方についての答申(抄) 政府税制調査会 S43.7

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。

○個人所得課税に関する論点整理(抄) 政府税制調査会 H17.6

個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。

○平成22年度税制改正大綱 税制調査会 H21.12

個人住民税の所得割は前年所得を基準に課税しているため、収入が前年より大きく減少した人にとっては金銭的負担感が過重になります。納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、現年課税化についても検討を行います。

※平成23年度税制大綱(H22.12)においても同様の記述あり。

2

税制抜本改革法(抄)

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

(平成24年8月22日法律第68号)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格((2)において「地域社会の会費的性格」という。)を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

- (1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率(一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。)とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
- (2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。
- (3) 個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

個人住民税検討会における現年課税に関する検討の経過

- 平成18年度
 - 現年課税化により期待される効果及び問題点
 - 導入する場合に考えられる方向性
- 平成20年度
 - 源泉徴収義務者の事務負担等の現状
 - 源泉徴収義務者等の事務負担の軽減の方策
- 平成21・22年度
 - 源泉住民税制度・予定納税制度の導入 ※最終的に市町村が税額を確定し精算
- 平成23年度
 - 所得税方式、市町村精算方式、予定納税方式(現行制度を維持し、希望する者のみ予定納税を認めるもの)
- 平成24年度
 - 源泉徴収・特別徴収に係る給与支払者の事務負担の現状調査
 - 所得税方式、市町村精算方式の中間的な案(市町村ごとに異なる事項は納税義務者が申告)の事務負担の変化
- 平成25年度
 - 所得税方式、市町村精算方式における事務負担
- 平成26年度
 - 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者における懸念事項
- 平成27年度
 - マイナンバー導入と現年課税化(マイナンバー利用開始後の企業や市区町村に発生する事務負担)
- 平成28年度
 - 切替年度の税負担のあり方
- 平成29年度
 - 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者の事務負担と企業におけるIT化の状況
- 平成30年度
 - マイナンバーカード・マイナポータル の利活用、企業におけるIT化の状況

4

平成30年度個人住民税検討会報告書のポイント①

第3. 個人住民税の現年課税化

- マイナンバー関連インフラの状況について有識者からのヒアリングを実施するとともに、現年課税化に伴う課題の解決に向けた方策について検討を行った。

2 課題解決に向けた今後の展望

(1) マイナンバーカードの利活用

- 所得税方式で現年課税化した場合、特別徴収義務者において、全従業員のその年の1月1日現在の住所地を確認し、課税団体を確定する必要が生じる。正確に住所地を把握するためには、全従業員に新たに申告書の提出を義務付けることが考えられるが、納税義務者及び特別徴収義務者双方に負担となる。
- この点、マイナンバーカードの普及が進めば、特別徴収義務者は、従業員の1月1日現在の住所地について、住民票等の提出を求めることなく、マイナンバーカードによって確認することが可能となり、納税義務者及び特別徴収義務者の事務負担の増加を解消できる可能性がある。

(2) マイナポータルの利活用

- 納税義務者がマイナポータルから1月1日現在の住所地が自動転記された扶養控除等申告書をダウンロードして、あるいはマイナポータルと連携した民間送達サービスを利用して特別徴収義務者に提出するといったことも考えられる。これにより、より正確に従業員の1月1日現在の住所地を把握する方策を検討することができるようになって考えられる。
- 更に、政府においては、企業の負担軽減、行政事務の効率化を図るため、従業員情報の新しい提供方法に関する構想が検討されている。例えば、企業がクラウド上に情報をアップロードし、その情報を行政機関側がデータ照会するという仕組みである。これにより、企業は、各種書類の提出が不要となり、行政機関側からの照会への対応も効率化されるというメリットが期待される。
- こうした仕組みを活用し、現年課税化において課題となる企業における源泉徴収及び年末調整における税額計算についても、企業側と市町村側で必要な情報をシステム上共有することで効率化が考えられるのではないかとこの意見があった。

平成30年度個人住民税検討会報告書のポイント②

第3. 個人住民税の現年課税化

2 課題解決に向けた今後の展望

(3) 企業におけるIT化の更なる進展

- ・ 個人住民税の現年課税化による企業の事務負担を考える際、源泉徴収及び年末調整における税額計算に係る事務負担への影響が重要である。
- ・ この点について、税額計算の基礎となる扶養親族や生命保険料などの情報は所得税と個人住民税で概ね同じであることから、特別徴収義務者において、税額を計算するシステムを導入していれば、所得税だけでなく、個人住民税の税額についても自動で計算でき、事務負担の増加を一定程度軽減できる可能性がある。
- ・ しかし現状においては、給与計算ソフト等を利用せずに、Excelなどの表計算ソフトや紙で計算している企業が中小零細企業を中心に一定程度存在する。これらの特別徴収義務者にとっては、個人住民税の税額を計算するのは、対応が困難な場合があると考えられる。
- ・ 一方で、近年、クラウドの導入が進んでおり、給与計算ソフトについても、安価で手軽に利用できるサービスが提供されてきている。こうしたソフトが広く普及し、多くの中小零細企業が利用できる状況となれば、特別徴収義務者に大きな負担をかけることなく、個人住民税の税額計算ができるようになると思われる。

(4) まとめ

- ・ マイナンバーカードの普及やマイナポータル機能の拡充が進むことで、特別徴収義務者や納税義務者の事務負担といった現年課税化に係る課題の解決が期待できる面があると考えられる。
- ・ 一方で、特に中小零細企業は、給与事務作業のシステム化への対応に限界があること、企業における人手不足が深刻化しており、新たな納税事務負担を担う余地はないことなどの指摘があった。
- ・ また、副業やシェアリングエコノミーなどの普及により働き方が多様化してきており、納税義務者にとって確定申告は身近なものになりつつあること、将来的に簡便な方法による申告が検討されていることを踏まえると、納税義務者の申告を前提に制度を考えることもできるのではないかと指摘があった。
- ・ 現年課税化の実現に向けて、引き続き、マイナンバー制度の利活用や企業におけるIT化の更なる進展等を踏まえた課題解決に向けた方策を検討しつつ、電子化等により解決できない課題について丁寧に検討していくことが必要である。

6

平成30年度個人住民税検討会報告書のポイント③

第3. 個人住民税の現年課税化

3 今後の課題

本年度の検討会では、マイナンバー制度の利活用のあり方や企業におけるIT化の進展等を展望し、現年課税化に伴う課題の解決に向けた方策について議論を行った。

特別徴収義務者に生じると見込まれる現年課税化に伴う事務負担の問題については、マイナンバーの活用によって改善や解決が期待できるものばかりではないが、本年度の本検討会において検討したマイナンバーカードやマイナポータルの利活用や企業におけるIT化の更なる進展により現年課税に係る事務負担の増加を抑えることができる可能性もあると考えられる。このため、**今後のマイナンバー制度の運用状況、マイナポータルの利用状況や企業のIT化の状況等も踏まえつつ、引き続き検討を進めていくことが必要**である。

また、近年、我が国に在留する外国人は増加傾向にある中、新たな在留資格の創設を踏まえ、今後も更に在留外国人が増えていくことが想定され、国外に出国する外国人等に係る課題への対応の必要性が高まっている。この課題は個人住民税が「翌年度課税」の仕組みとなっていることによるところが大きい。現年課税化はこれまで述べてきたように多くの課題があるものの、出国する外国人等に対する納税環境の整備と並行して検討すべきである。**検討に際しては、これまでの所得税方式だけでなく、特別徴収義務者の事務負担への影響が比較的小さいと考えられる市町村精算方式の可能性についても議論を深める必要**がある。

現年課税化についての主な課題

- これまでの検討会において検討してきた主な課題は以下のとおり。
- 企業等の事務負担への影響が比較的小さいと考えられる市町村精算方式の可能性や企業等の事務負担の軽減策について議論を深める必要がある。

企業等

- ・ 納税団体の確定を市町村ではなく企業が行うこととなるため、年初時点の住所を正確に把握する作業と責任が生じる。
※ 年の途中で雇用された者について、年初時点の住所を正確に把握できるか。特に雇用者の出入りが多い業種にとって、大きな負担となるのではないかと。
- ・ 所得税に加え、各従業員の毎月の給与額に応じた住民税額を計算し、年初時点の各従業員の住所地市町村に納付する事務が生じる。
- ・ 年末には、各従業員の人的控除申告を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う(年末調整)事務が生じる。→市町村精算方式においては企業等における年末調整事務は生じない。
- ・ 報酬や原稿料等の支払時に、住民税についても源泉徴収することが必要となると考えられ、報酬等を受ける者の年初時点の住所を正確に把握し、住所地市町村に納付する事務が新たに生じる。

市町村

- ・ (年税額と源泉住民税額との差が生じるため) 市町村において追徴・還付事務が多く発生。

納税義務者

- ・ 現年課税への切替時に、移行前年の所得と移行年の所得の2年分の課税が発生。
※ 1年分の納税で良い仕組みとする場合には、所得の発生年度を調整することが可能な所得(例:有価証券、不動産)について、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与えるのではないかと等の課題が生じる。

8

今年度の検討会における検討課題

市町村精算方式について

- 市町村精算方式を採用した場合の市町村における還付・追徴事務の負担軽減等について検討を行う。

※市町村精算方式では企業等において年末調整を行わないため、市町村における還付・追徴事務が多く発生する。

(具体的な検討項目)

- ・ 還付・追徴事務の負担を軽減する方策はあるか。
- ・ 還付を行う場合の実務的な課題はあるか。
- ・ 税額計算の結果、非課税や減免となる者に対して源泉徴収してから還付することをどう考えるか。

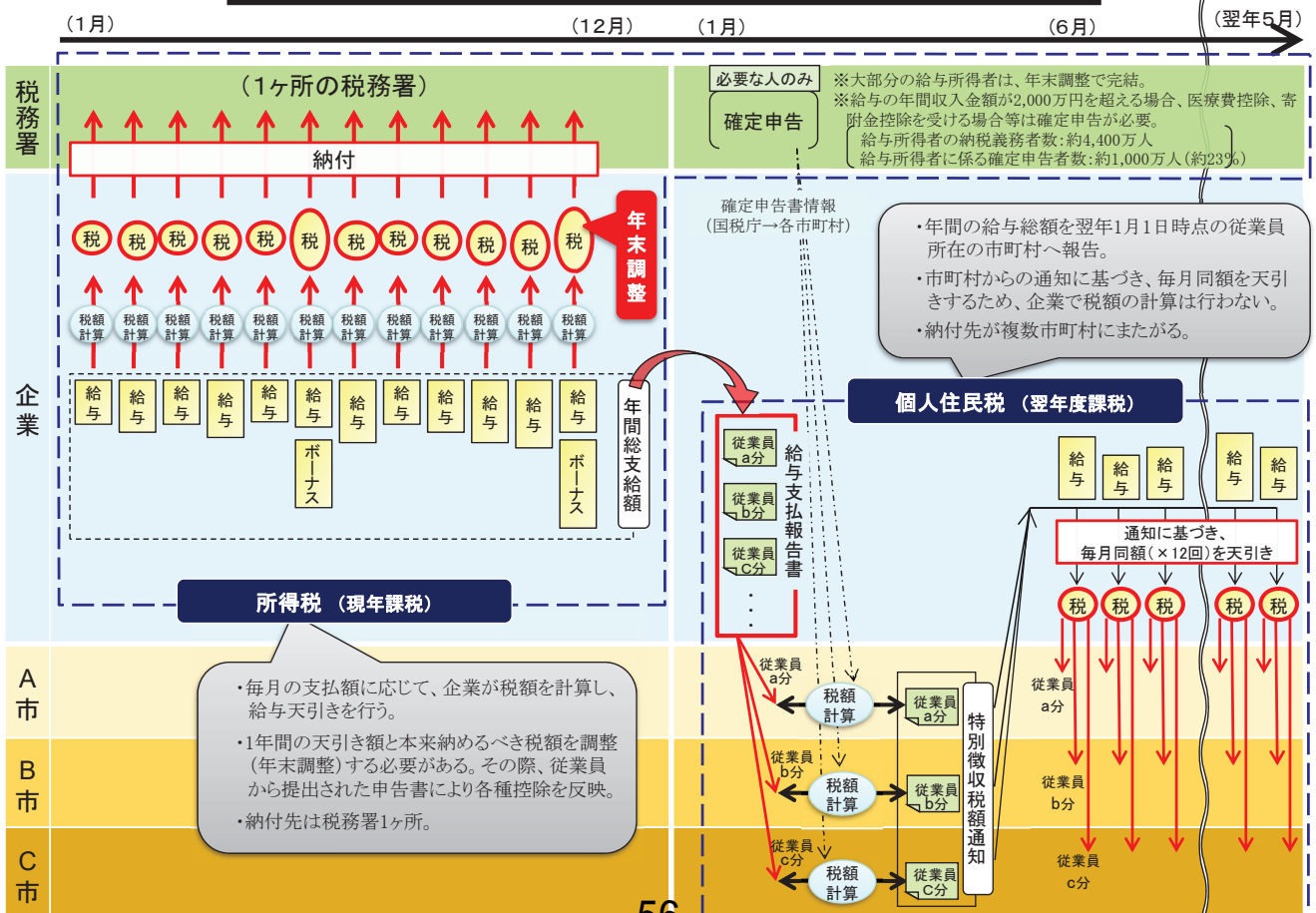
地方税の電子化について

- 新たな動きとして令和元年10月から「地方税共通納税システム」が開始される。こうした地方税の電子化等による、企業等における事務の負担軽減について検討を行う。

2 市町村精算方式について

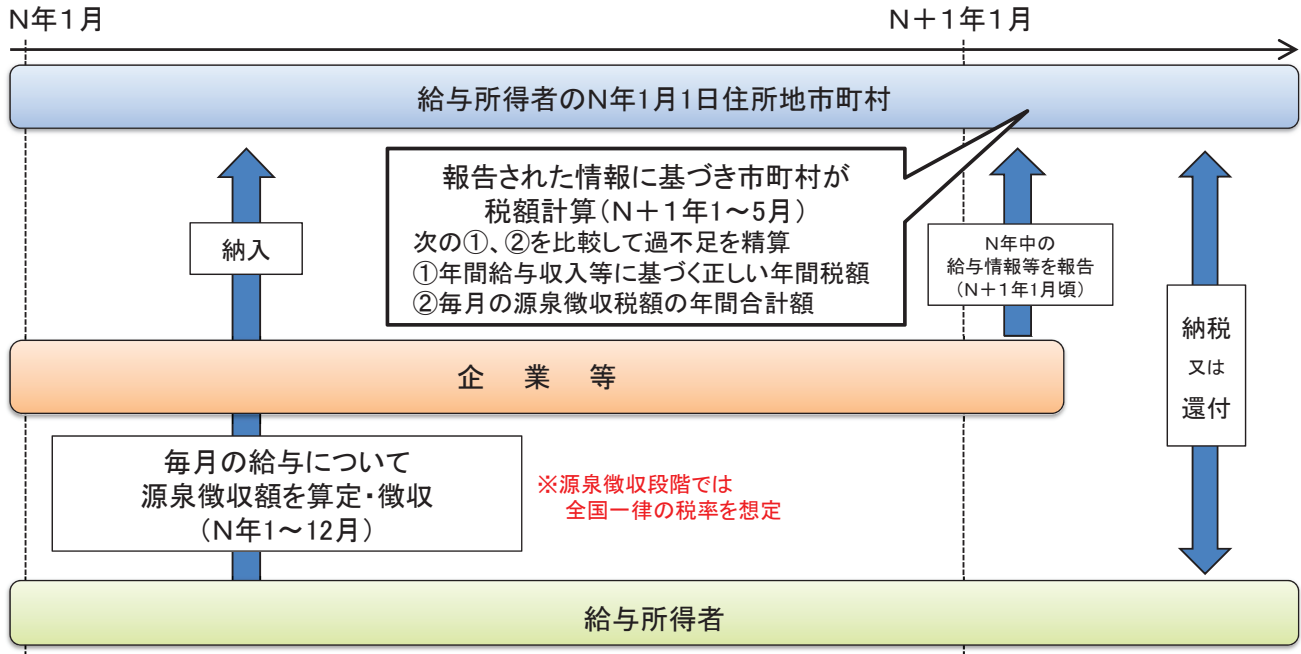
現行の所得税・個人住民税の税務事務の流れ

赤色：企業における税務事務

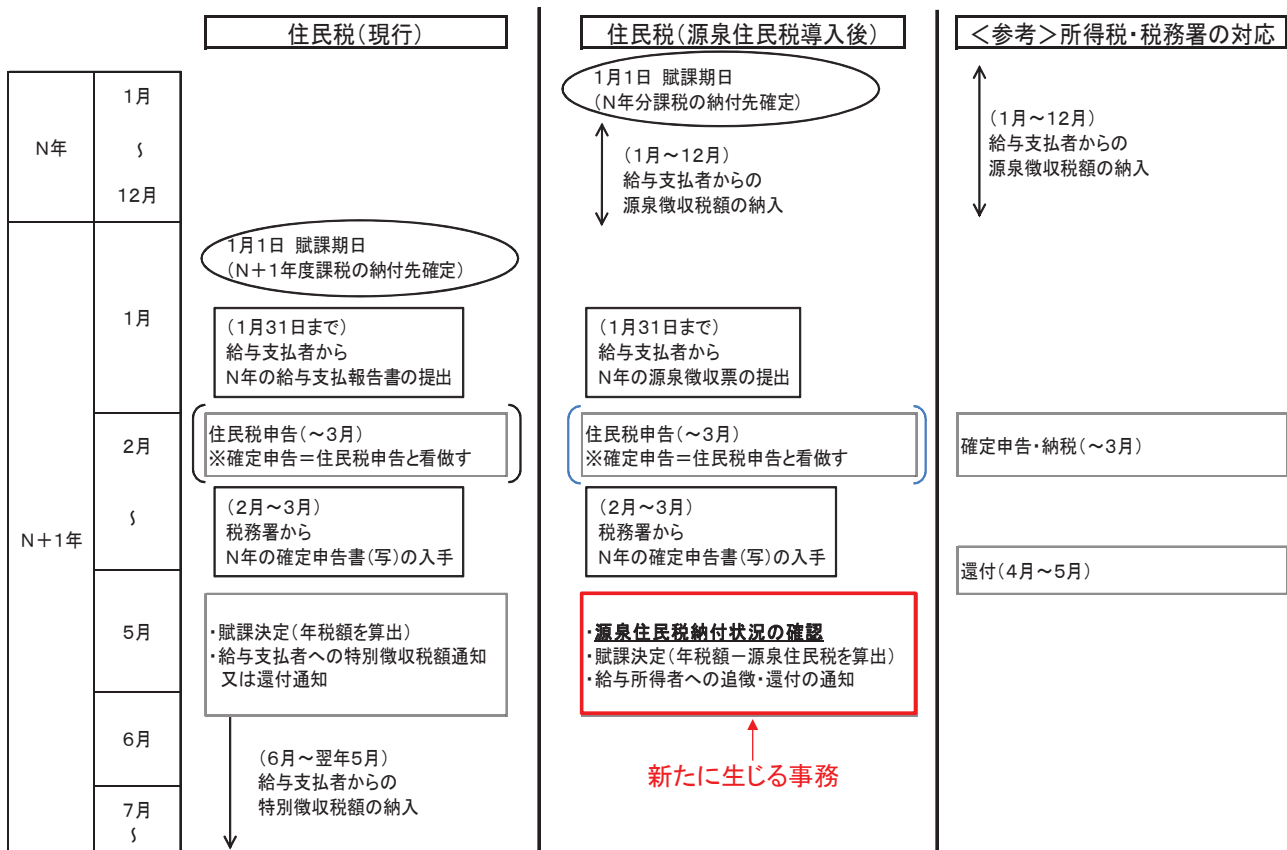


市町村精算方式のイメージ(給与所得者の場合)

- 所得税と同様の源泉徴収制度を導入するが、給報情報等に基づき、市町村が最終的な税額決定・精算。
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定(全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収)。
- 企業等において年末調整を行う所得税方式と比較して、相対的に企業等の負担が小さい。



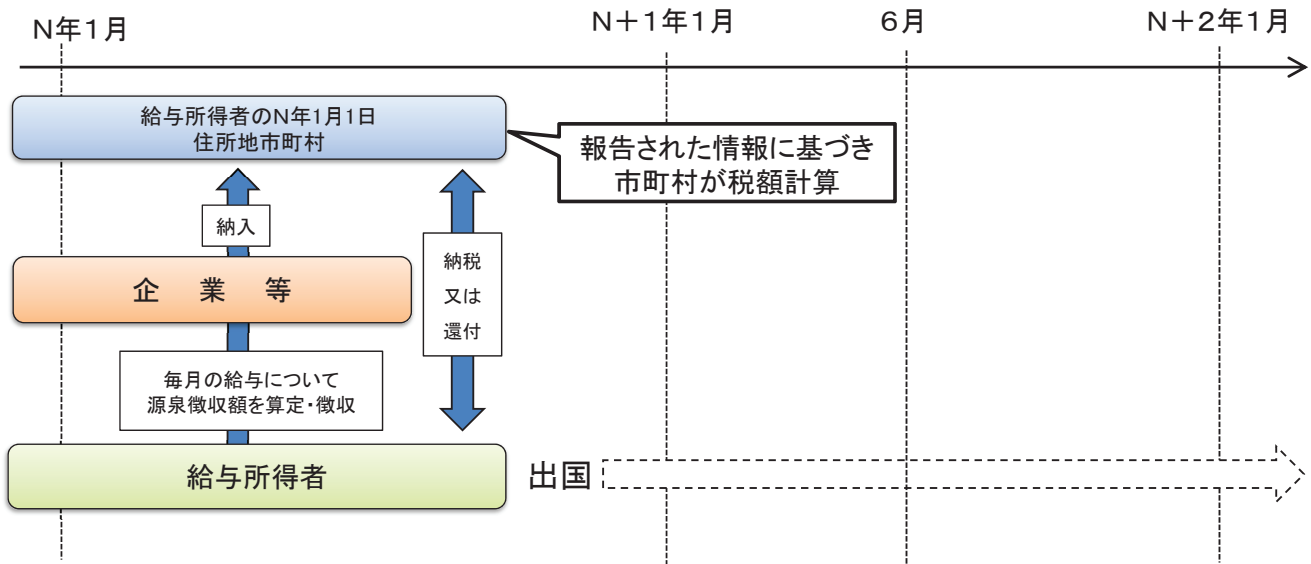
現年課税化する場合の市町村の事務処理イメージ(給与所得者の場合)



現年課税化した場合の出国する外国人への課税【ケース①】

給与所得者が年の途中で出国し、翌年の1月1日に住所を有しない場合

- 現行の個人住民税は、前年の所得について賦課期日である翌年の1月1日に住所のある者に対して課税するため、前年に所得を得ていてもその翌年の1月1日に国内に住所がない場合は課税されない。
- 現年課税化した場合は、課税・徴収が可能であり、所得税と同様に出国前に申告することにより税額が確定し、納税又は還付が行われる。

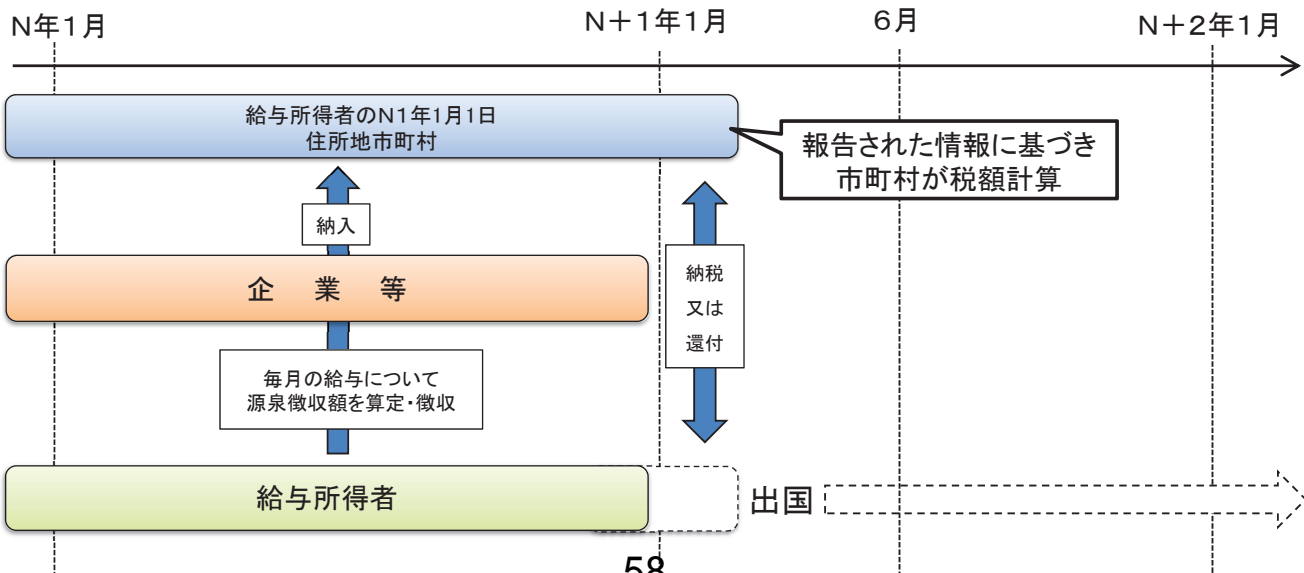


14

現年課税化した場合の出国する外国人への課税【ケース②】

前年中に所得を得ていた者が、賦課期日後に出国した場合

- 賦課期日時点の住所の有無により納税義務は確定するため、賦課期日後に出国した場合においても、その納税義務は消滅しない。(賦課期日後に納税義務者が国外へ転出する場合は、納税管理人に納付を委任することが原則であるが、徴収が困難なケースもある。)
- 現年課税化した場合は、課税・徴収が可能であり、所得税と同様に出国前に申告することにより税額が確定し、納税又は還付が行われる。



58

15

3 市町村精算方式を採用した場合の 市町村における課題と検討の方向性

16

市町村精算方式における還付・追徴事務の規模(イメージ)

納税義務者に占める割合(粗い試算イメージ)


納税義務者 5,800万人 ※均等割及び所得割の納税義務者数

(年税額と源泉住民税額に差が生じる要因の例)

うち住民税の超過課税、独自減税 4,300万人

うち住民税均等割の軽減(地方税法第311条) 20万人
※上記4,300万人との重複はカウント不能

うち住民税における減免(地方税法第323条) 不明
※上記4,300万人との重複はカウント不能

 企業等において年末調整が行われていない場合は、上記のとおり
少なくとも4,300万人(74%)の還付・追徴事務が発生する可能性がある。

(参考) 個人住民税における超過課税、独自減税の実施状況

- 所得割・均等割とも、地方税法においては標準税率を規定。各地方団体は、標準税率を踏まえ、条例において税率を決定。
 - ・ 所得割: 道府県民税4%、市町村民税6% (※)
 - ・ 均等割: 道府県民税1,500円、市町村民税3,500円 (※)
- (※) 指定都市に住所を有する場合は、道府県民税2%、市町村民税8% (※) いずれも復興財源確保のための500円の引上げ込みの額
- 標準税率によらず、超過課税、独自減税を実施している地方団体あり。

所得割	道府県民税	市町村民税	(平成30年4月1日現在)
	○ 道府県民税 ・ 4.025%: 神奈川県 (指定都市2.025%) (4%: 標準税率 (指定都市2%))	○ 市町村民税 ・ 6.1%: 豊岡市 (兵庫県) (6%: 標準税率 (指定都市8%)) ・ 7.7%: 名古屋市 (指定都市) ・ 5.4%: 田尻町 (大阪府)	
均等割	○ 道府県民税 ・ 2,700円: 宮城県 ・ 2,500円: 岩手県、山形県、福島県、茨城県、岐阜県、三重県 ・ 2,300円: 秋田県、滋賀県、兵庫県 ・ 2,200円: 栃木県、群馬県、愛媛県 ・ 2,100円: 京都府 ・ 2,000円: 富山県、石川県、山梨県、長野県、愛知県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 ・ 1,900円: 静岡県 ・ 1,800円: 神奈川県、大阪府 (1,500円: 標準税率)	○ 市町村民税 ・ 4,400円: 横浜市 (3,500円: 標準税率) ・ 3,300円: 名古屋市 ・ 3,200円: 田尻町 (大阪府)	

(参考) 地方税法 (抄)

○ 所得割

【道府県民税】

第三十五条 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の四 (所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市 (第三十七条及び第三十七条の二において「指定都市」という。) の区域内に住所を有する場合には、百分の二) の標準税率によって定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、当該定める率は、同一の標準税率ごとに一の率でなければならない。

【市町村民税】

第三百四十四条の三 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の六 (所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市 (第三百四十四条の六及び第三百四十四条の七において「指定都市」という。) の区域内に住所を有する場合には、百分の八) の標準税率によって定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、当該定める率は、一の率でなければならない。

○ 均等割

【道府県民税】

第三十八条 個人の均等割の標準税率は、千円とする。 (※)

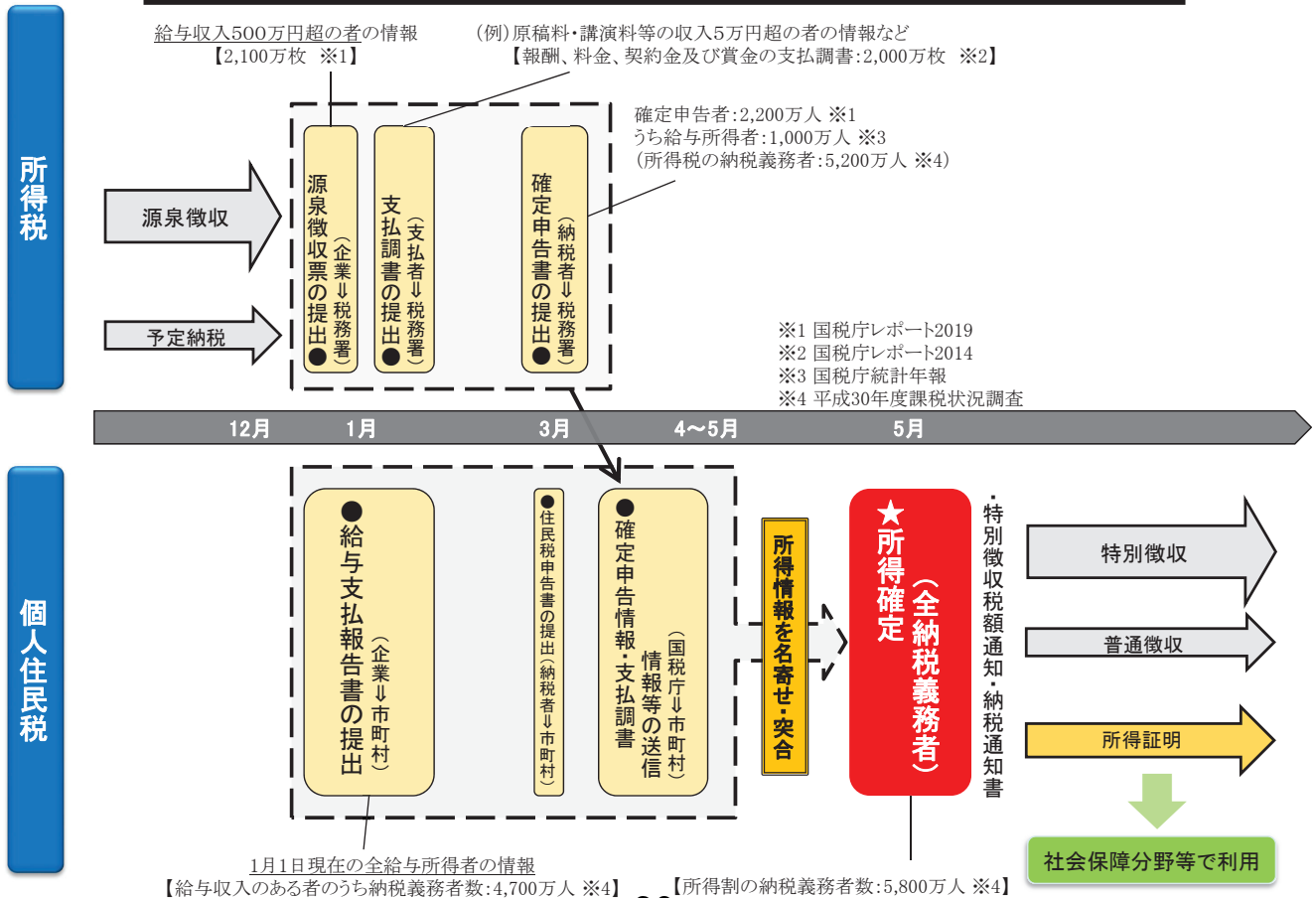
【市町村民税】

第三百十条 個人の均等割の標準税率は、三千円とする。 (※)

(注) 総務省「道府県民税及び法人事業税の税率に関する調」、「市町村税の税率等に関する調」より作成

(※) 復興財源確保のため、標準税率が道府県民税、市町村民税いずれも500円引き上げられている (平成26年度～平成35年度)。

(参考) 現行の所得税・個人住民税における所得把握イメージ



市町村における課題と検討の方向性

検討事項① 還付・追徴事務の負担を軽減する方策はあるか。

案1 年税額と源泉住民税額の差が一定金額以内の場合に限り、翌年度の源泉徴収で上乘せ・相殺する。

例：道府県民税の均等割が超過課税により追徴が1,500円生じる者については、翌年6月のボーナス支給時に精算。

(課題) 死亡、出国があった場合に翌年度の源泉徴収で精算することができない。また、企業等による源泉徴収の事務負担が大きい。

案2 源泉徴収する際に、住所地市町村(都道府県)における超過課税及び独自減税を反映した税率を設定する。

(課題) 住所地市町村(都道府県)ごとに税率設定して計算することは複雑であり、企業等の負担が大きい。

20

市町村における課題と検討の方向性

検討事項② 還付を行う場合の実務的な課題はあるか。

○ 市町村では還付に必要な納税義務者の振込口座を把握していないため、以下の方法により振込口座を確認することが考えられる。

案1 マイナンバーを活用し、納税義務者の口座情報を取得する。

(課題) 現行の制度では税の還付事務においてマイナンバーを活用することはできない。仮に活用できた場合、納税義務者の特定の口座に還付することについて、納税義務者の意思をどのように確認するのか。
(所得税の場合は、確定申告の際に振込口座を登録することとなっている)

案2 源泉徴収義務者(企業等)を通して納税義務者へ還付を行う。

(課題) 納税義務者へ還付金を支払う事務が発生するため、企業等の負担が大きい。また、企業等を経由するため、納税義務者へ確実に還付することの保証ができない。

案3 還付する場合の振込口座を扶養親族等申告書に記載させる。

(課題) 所得税において年末調整のみで確定申告しない者は、還付のための振込口座が不要であり、そうした者を含めてすべての者に対して振込口座を記載させることは、納税義務者の負担増となる。

市町村における課題と検討の方向性

検討事項③ 税額計算の結果、非課税や減免となる者に対して源泉徴収してから還付することをどう考えるか。

- 所得税においては、税額計算の結果、非課税となる者に対しても源泉徴収した上で還付を行っていることも踏まえて検討する必要がある。

案1 給与月額が非課税限度額相当額※(非課税限度額×1/12)を下回る場合は源泉徴収しないこととする。

※ 課税最低限が非課税限度額を上回る場合は、課税最低限相当額

(課題) 税額計算が比較的複雑ではないことから所得税の計算と合わせて計算することができるか。(所得税においては、扶養親族数を用いて簡易に所得税を計算した月額表を用いている。)一方、毎月の給与が大きく変動する場合は捕捉することが難しいか。

案2 源泉徴収開始前(多くの場合は年の当初)において、個人住民税独自の人的非課税や減免に該当することが判明した場合は源泉徴収しないこととする。

(課題) 企業等において人的非課税や減免に関する情報を把握して計算に反映することは複雑であり、企業等の負担が大きい。

個人住民税の非課税限度額について

- 個人住民税の非課税限度額制度は、できるだけ多くの住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の「地域社会の会費」的性格を踏まえつつも、低所得者層の負担を考慮し、生活保護基準額程度の所得の方(※)をできるだけ非課税としようとする制度(均等割:昭和51年度創設、所得割:昭和56年度創設)
- 非課税限度額の基準は、均等割については前年の生活扶助基準額を、所得割については前年の生活保護基準額(生活扶助基準額+住宅扶助+教育扶助)を勘案して設定

<非課税限度額の基準>

均等割	所得金額	≤	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">基本額</div> 35万円	×	世帯人員数	+	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">令和3年度以降</div> 10万円	+	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">加算額</div> 21万円
所得割	所得金額	≤	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">基本額</div> 35万円	×	世帯人員数	+	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">令和3年度以降</div> 10万円	+	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">加算額</div> 32万円

(注1) 所得金額は、給与所得者の場合、収入金額から給与所得控除を引いた後の金額

(注2) 世帯人員数は、本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数

(注3) 加算額は、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算

(注4) 均等割の非課税限度額は、基本額及び加算額に生活保護基準の級地区分に応じて率(1級地:1.0、2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として条例で設定

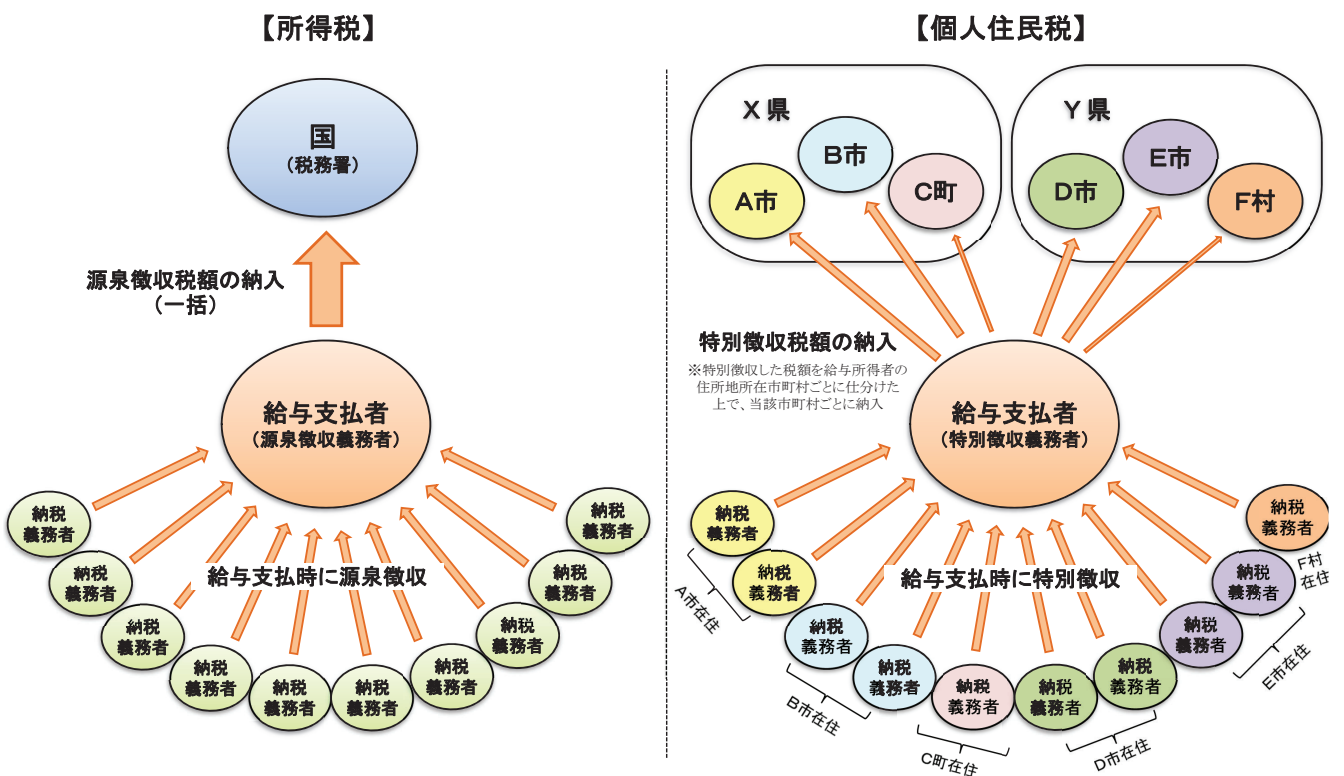
(注5) 所得割の非課税限度額を上回り、所得割が課される者については、「総所得金額-所得割税額」が非課税限度額判定基準を下回らないように調整

(注6) 平成30年度税制改正における給与所得控除等から基礎控除への振替(10万円)に伴い、非課税限度額の基準額に10万円を加算

(令和3年度分個人住民税から適用)

4 地方税の電子化について

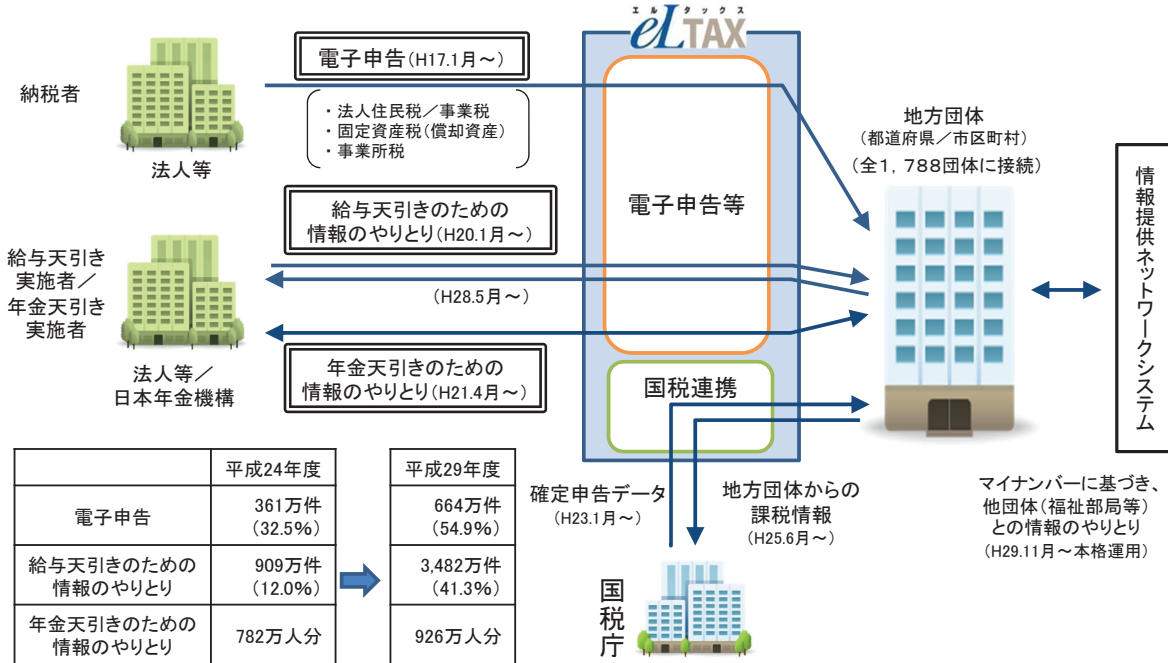
給与支払者による源泉徴収(所得税)・特別徴収(住民税)のイメージ【現行制度】



現年課税化の場合、所得税に加え、各従業員の毎月の給与額に応じた住民税額を計算し、年初時点の各従業員の住所地市町村に納付する事務が生じる。

eLTAX(エルタックス)について

- eLTAXは、地方税の電子申告及び国税連携のためのシステム。eLTAXが担う役割は順次拡大し、「地方税の電子化」の基盤となっている。
- ※ e-Tax(国税の電子申告のためのシステム)は国税庁が管理・運営
- 平成31年4月1日からは、地方税法に基づきすべての地方団体が共同して運営する組織として設立された地方税共同機構がeLTAXの運営主体となる。



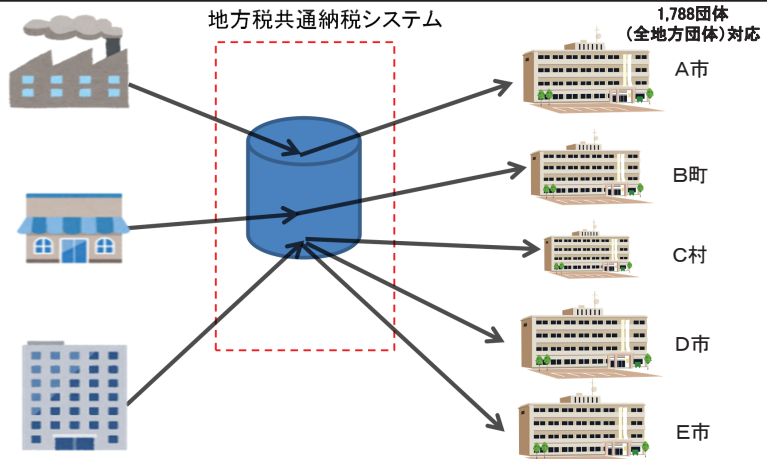
地方税共通納税システムの導入

- 法人は、その事業活動が複数の地方団体にまたがること、またその従業員が複数の地方団体から通勤するケースがあることから、地方税においては、紙ベースではなく電子的に申告等を行うニーズが、もともと高い。
- eLTAXによる電子申告は、平成16年度の運用開始後、平成25年には全団体が利用することとなった。
令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、電子納税が可能となることから、法人の事務負担は大きく軽減される見込み。
- ※ 当面の対象税目：法人事業税・住民税、個人住民税(給与所得・退職所得に係る特別徴収)、事業所税

概要

<企業による納税>

- 地方法人二税等
申告件数：約427万件(法人市町村民税の場合)
- 個人住民税(給与所得に係る特別徴収)
納税義務者数：約4,063万人
※支払回数：年12回
- 事業所税
申告件数：約12万件



※ eLTAX(地方税のポータルシステム)が安全かつ安定的に運営されるよう、eLTAXの運営主体について、以下のとおり措置。

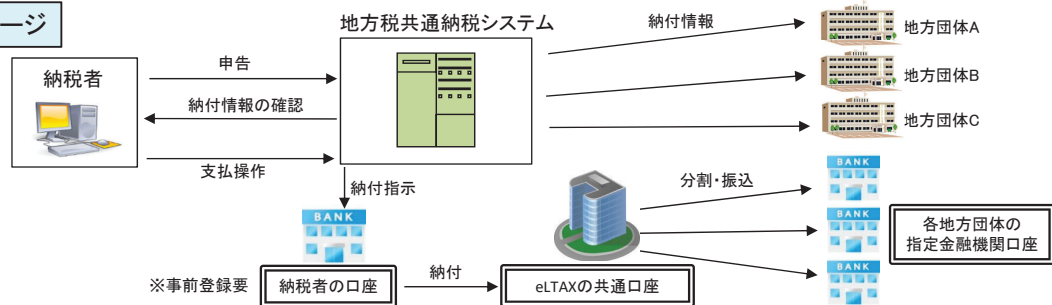
1. eLTAXの運営主体について、地方税法に基づきすべての地方団体が共同して運営する組織(地方共同法人)として、平成31年4月1日に地方税共同機構が設立。
2. 意思決定機関である代表者会議は、知事会、市長会、町村会が任命する地方代表者3名及び学識経験者3名で構成され、地方税共同機構の予算及び事業計画は大臣への事後的な届出が必要。
3. eLTAXの適正な運営のために必要な総務大臣による報告・立入検査、違法行為等の是正要求、命令を規定。
4. eLTAXの運営主体の役員に対し、秘密保持義務を規定。

地方税共通納税システムにおける主な導入メリット

主な導入メリット

納税者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象税目について、令和元年10月から、すべての地方団体に対して電子納税可能に。 ・ 複数の地方団体への多数の納付についても、その合計金額をeLTAX共通口座に1回送金するのみで納付が可能に。 ・ <u>ダイレクト納付</u>※についても、対応。(インターネットバンキングにおける振込権限を税理士等に任せることについて、躊躇しがちな法人の利用拡大に繋がると期待) ・ <u>ダイレクト納付・インターネットバンキングによる振込のいずれにおいても、自社の取引金融機関口座(納付先地方団体の収納代理金融機関等に限らない)から直接納付が可能に。</u> <p>※ <u>ダイレクト納付</u>とは、納税者が予め金融機関口座を登録した上で、eLTAX上での電子申告等に基づく納付情報を用いて、登録口座からの振替による電子納税ができる方式</p>
地方団体及び指定金融機関・収納代理金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口来訪者の減少による、窓口業務の負担軽減。 ・ 領収済通知書のパンチ入力作業の減少。 ・ 1件あたりの収納手数料は納付先団体数に関わらず定額であるため、地方団体が負担する手数料負担は減少。 ・ 納付書の印刷費・封入作業・郵送費の減少。

ダイレクト納付のイメージ



地方税の電子化の更なる取組

- 納税者の利便性向上、地方団体における課税の適正化・税務行政の効率化に資するものであることから、以下の取組について推進。

地方税共通納税システムの導入(令和元年10月～)

- 10月からの円滑な稼働に向け、地方団体の基幹税務システムの改修等
- 法人の事務負担が大幅に軽減されることから、法人及び税理士会等への同システムの積極的な周知と利用の促進

地方税・国税間の情報連携等

- 扶養是正情報等の市区町村から国税庁へのデータ送信
※ 国税庁へのデータ送信を行っている団体数: 690団体(約40%)
- 市区町村で受理した所得税確定申告書の情報の国税庁への引継
※ 国税庁へのデータ引継を利用した団体数: 623団体(約36%)
- 給与所得に係る特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)の電子的送付
※ 電子的送付が可能となった団体数: 658 団体(約38%)

地方法人二税の電子申告

- 大法人について、令和2年4月1日以後開始する事業年度の申告から電子申告が義務化されること、中小法人についても、電子申告率70%という目標設定を踏まえ、国税庁と連携しつつ、法人及び税理士会等への積極的な周知と利用の促進

第3回 個人住民税検討会

議題 個人住民税の現年課税化（市町村精算方式）について

横浜市

令和元年9月13日

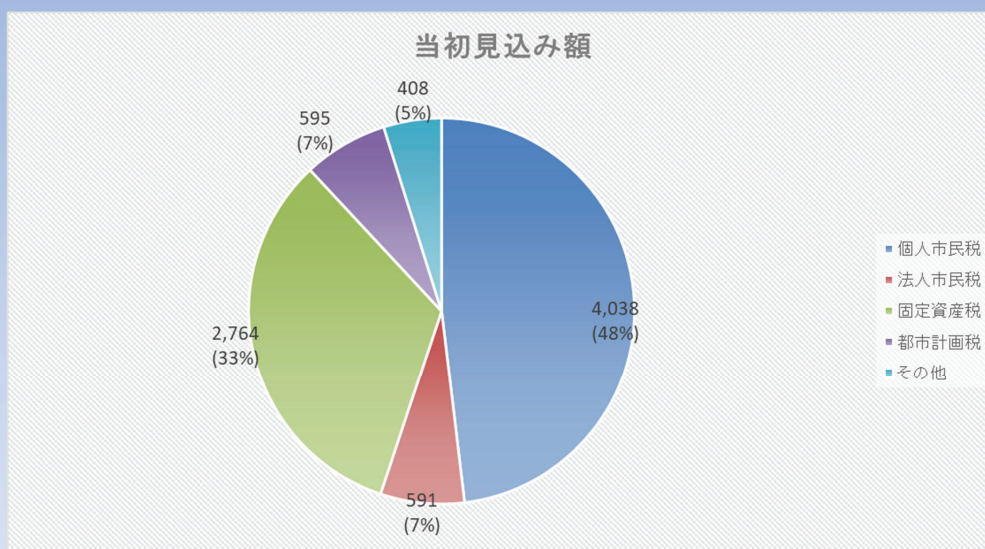
個人住民税の現年課税化（市町村精算方式）について

（はじめに）

- 個人住民税の現年課税化（市町村精算方式）について、初めに本市における個人住民税の状況をご説明するとともに、市町村の現場目線を踏まえた現年課税化に対する方策等について、まとめさせていただきました。
- なお、文中に記載した意見等については、私見であることをあらかじめご了承ください。

1 横浜市の状況

(1)本市における市税の割合(令和元年度当初見込み)



個人市民税は、本市市税収入の約半分を占めており、貴重な財源となっている。

3

1 横浜市の状況

(2)本市における個人住民税の状況

	納税義務者数	個人住民税の税額 (千円)	特別徴収義務者数
普通徴収・ 年金特徴	669,496	116,976,063	—
うち年金特 徴	266,043	18,169,654	10
給与特徴	1,331,809	392,710,383	149,392
合計	2,001,305	509,686,446	149,402

4

2 個人住民税の現年課税化（市町村精算方式）の論点

個人住民税の現年課税化（市町村精算方式）の考察をするにあたり、

- ①居住地（課税団体）の認定
- ②地方団体における独自性による税率の違い
- ③精算方法による具体的処理内容
- ④賦課課税を継続するか、申告納付（納入）とするか

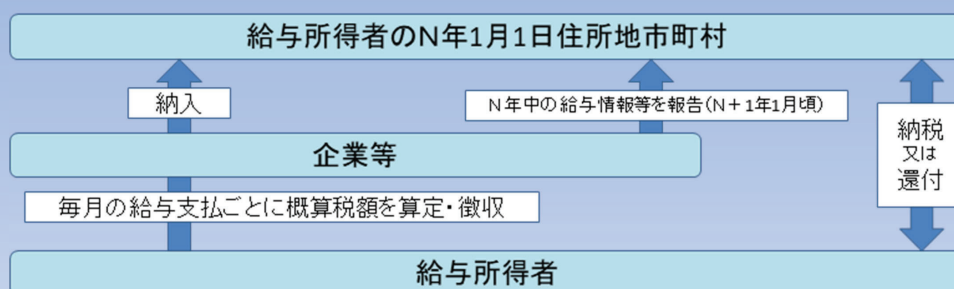
などの課題はあるものの、現在の検討内容をベースに論点整理。

繰り返しとなりますが、記載内容については私見であることについて、ご了承ください。

5

2 個人住民税の現年課税化（市町村精算方式）の論点

(1) 個人住民税の現年課税化（市町村精算方式）イメージ



- ①給与支払者は、毎月の給与等から税額を算定・徴収し、給与所得者のN年1月1日の住所地市町村に納入する。
- ②給与支払者は、N年中の給与情報等を給与所得者のN年1月1日の住所地市町村に報告をする。
- ③市町村は、報告内容に基づき計算した個人住民税の税額を確定し、納税又は還付の精算を行う。

6

2 個人住民税の現年課税化（市町村精算方式）の論点

(2) 市町村における課題整理

① 還付・追徴事務の負担を軽減する方策

精算による過不足税額が大量に発生することで、還付・追徴事務の負担を軽減（過不足税額の発生を抑止）する方策の検討。

② 還付を行う場合の実務上の課題

精算方式による還付事務が増加することを踏まえ、効率的に実務を行う方策を検討。

③ 非課税や減免となる者からの源泉徴収

通年の所得金額から結果的に非課税となる者及び減免の適用を受ける者から源泉徴収することの整理。

7

2 個人住民税の現年課税化（市町村精算方式）の論点

(3) 課題解決の検討

① 還付・追徴事務の負担を軽減する方策

市町村精算方式では、過不足税額が発生することから、企業等の協力を受ける前提で、その発生を抑止する方策や事務負担の軽減について検討。

(案1) 現年課税は標準税率による所得割額のみとし、均等割額は精算時に加算

現年課税の対象を標準税率による所得割額のみとすることで、事業者等は所得税と同様に扶養親族数を用いて簡易な税額計算をすることが可能。(前提) 地方団体独自の税率は均等割のみ。

事業者の給与情報等の報告に基づき、精算する際に均等割額を上乗せして個人住民税額を確定。

過不足税額を事業者等及び納税義務者に通知し、翌年度分との差引きを行う。その差引き情報は翌年度の給与情報等の報告に掲載する。

【課題】地方団体の独自性が活かせない。精算結果が翌年度まで持ち越され、転職等がある場合は更に煩雑。

(案2) 年末調整を行うことを前提とし、均等割額を含めて精算

所得割額は案1で実施し、企業等において年末調整を行う際に地方団体の均等割額を加算する。

年末調整を行うことで、医療費控除等の追加や均等割軽減対象者以外は原則過不足税額は生じない。

【課題】企業等の負担は大きい。案1と同様に地方団体の独自性が活かせない(ただし、地方団体の負担は、追加申告される還付等のみ)

8

2 個人住民税の現年課税化（市町村精算方式）の論点

(3) 課題解決の検討

② 還付を行う場合の実務上の課題

①（案1）の方法によれば、均等割額を追加することで、一定程度の還付発生を抑止できることが期待できる。

①（案2）の方法によれば、年末調整後の控除追加の申告によって還付が発生することが想定される。

還付事務では、納税者からの還付請求（振込口座の申出）によって還付されることとなる。振込口座は、納税者の意思によって設定できることを踏まえ、振込口座を一早く把握する手法を検討。

（案1）確定申告書に記載される振込口座を活用

還付の確定申告書には、還付金の振込口座が記載されている。確定申告の手引き等に個人住民税の振込口座としても活用する等の周知をした上で、活用する。

（案2）個人住民税の還付の履歴に基づく振込口座

過去の振込口座を納税義務者ごとに管理し、還付通知書に振込口座を明記した上で、振込口座の変更の申出がない場合には、記載の口座に振り込むことを明記する。

9

2 個人住民税の現年課税化（市町村精算方式）の論点

(3) 課題解決の検討

③ 非課税や減免となる者からの源泉徴収

非課税については、年間を通じた所得の結果によって判定。よって、一定金額に満たない給与等について源泉徴収しない方法も考えられますが、複数給与を有している場合など、後の追徴税額が高額となる場合には、新たな滞納発生の可能性も考えられます。

そのため、結果的に非課税となる場合など、一定程度の還付が発生することはやむを得ないと考えます。

減免については、市町村の条例等によって定められているところです。

現年課税化によることで、前年度から大幅に所得が減少した場合による減免等の件数はなくなることが想定されます。

災害等の減免事由の発生により、個々の給与所得者から源泉徴収を停止する場合は、市町村から給与支払者に的確に通知すること、通知に基づき給与支払者が停止すること等、情報の伝達管理を適切に行える方策を考える必要があります。

10

2 個人住民税の現年課税化（市町村精算方式）の論点

(4)まとめ

個人住民税の現年課税化の検討にあたっては、納税義務者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、検討することとされています。

現年課税化に向けて、市町村精算方式又は所得税方式のどちらの方式であっても、企業側又は市町村の事務負担は現行方式よりも増加することが想定されます。

そこで、国税と地方税の所得控除等の統一や役割分担の見直しの検討を進めることで、より一層の課税徴収事務の簡素化が可能ではないかと考えます。

個人住民税の現年課税化について

～ 市町村精算方式について ～



令和元年9月13日(金)

茨城県 五霞町役場
町民税務課 課長 香取幸子

茨城県五霞町の紹介



茨城県五霞町丸わかりガイド

祝 五霞誕生130周年

人口	R1 9.1 現在	8,561人
世帯数		3,276人
高齢化率		32.6%
税徴収率 H30	県内7位	
市町村民税 H30	県内19位	
昼夜間人口比率 H27	県内1位	
地価公示(工業地) H30	県内1位	

圏央道五霞IC

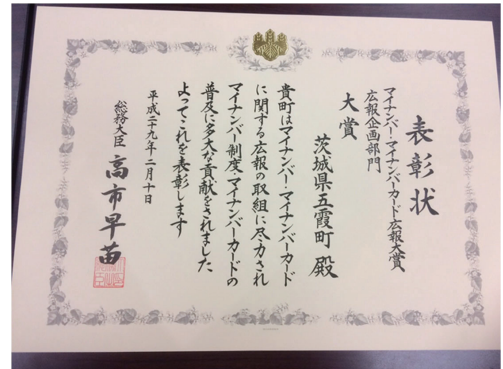
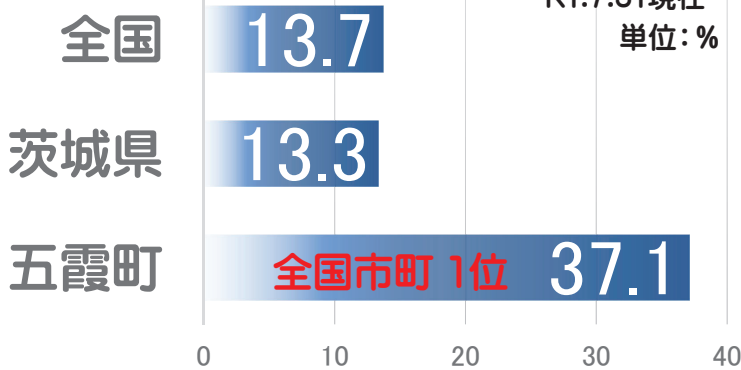


五霞町のマイナンバー制度への取り組み

マイナンバーカード交付率

R1.7.31現在

単位：%



マイナンバーカード出張申請補助は五霞町から全国へ

2

市町村精算方式について

○五霞町の申告の受付状況 (平成30年分)

事前入力		給与支払報告 5,903件 , 年金 4,386件
確定申告	町受付	1,348件 (内訳 所得税 924件, 住民税 424件)
	税務署受付 (電子含む)	805件
納税義務者		4,532人 給与支払報告のみで賦課 2,744人 (61.2%)

○古河税務署管内の申告の受付状況 (平成30年分)

確定申告	税務署受付 (郵送含む)	電子申告	合計	処理内容(五霞町) 納税 31% <u>還付 58%</u> ±0 11%
	22,423件	14,641件	37,064件	

① 還付・追徴事務の負担を軽減する方策はあるか

- (今) 還付の時期を繁忙期(申告～6月まで)後に処理する。
→還付加算金の問題あり。
- (今後) 確定申告者が増加することに伴う市町村受付体制の整備は現実的に難しい。マイナンバーカード等による電子申告を推進して市町村窓口や税務署窓口の負担軽減を図る。
- (さらに) eLTAX(PCdesk)のシステム強化(改修)等により源泉住民税の計算から納税まで簡易に実施できる仕組みを構築して事業主の負担を軽減する。
- (ゆくゆく) 住宅控除や保険料を所得税の年末調整項目から外して事業主の負担減を図ったうえで、源泉住民税額と確定。住民税額の差額を極力小さくするため、年末調整を行う。⁴

② 還付を行う場合の実務的な課題はあるか

- 還付口座情報の取得が困難、会計室による振込事務の負担増
- 現金扱いの未受領者の事務負担
- 事業主を経由できる取扱いまたは口座情報取得の協力により軽減できるが事業主の負担は増
- 税務署(所得税)の口座データを取得できるか? 本人同意は?

③ 税額計算の結果, 非課税や減免となる者 に対して源泉徴収してから還付することを どう考えるか

- 事業主, 市町村の負担を考えると, 一律で源泉税率を採用することがよい → 還付はやむを得ない
- 追徴事務よりも還付事務の方が(心理的に)事務負担が軽い

6

④ その他の課題(私見)

- 入社時期は4月1日 事業主による3ヶ月前(1月1日)の住所地や住所地特例者の納税地の特定は事業主負担大
→扶養親族等申告書に併記欄を設けられるか?
- 制度導入時のほか, 事業所得者が給与所得者に転職したときなど普通徴収と源泉徴収で2カ年分負担が起こりえる
→滞納対策が必要
- 非正規雇用や外国人労働者の増加等雇用の流動化により源泉額が確実に市町村に納入されるのか?
→事業主を含めた滞納対策
- 国保税の問題 五霞町の外国人滞納額
住民税 26.2%, 国保税₇₅ 64.3%, その他 9.5%

7

⑤ 極論ですが

- 現年課税化に賛成。ただし制度，体制が整ってから。
- 所得税と住民税所得割の控除額を統一して税計算が簡素化できれば，事業主が双方の年末調整できないか。
- 事業主による年末調整を廃止とし，誰もが確定申告をする「自治に対する住民の意識と負担分担の理念」を持たせる。
- IT化（マイナンバーカードのe-tax申告・eLTAX等システム活用）推進による納税者，事業主，市町村の負担軽減を図る。
- 事務の効率化ができることで，市町村での還付事務もスムーズにできるのではないかと考えます。

8

 ご静聴ありがとうございました



個人住民税の現年課税化について

2019年10月1日
日本電気株式会社 岩田

© NEC Corporation 2019

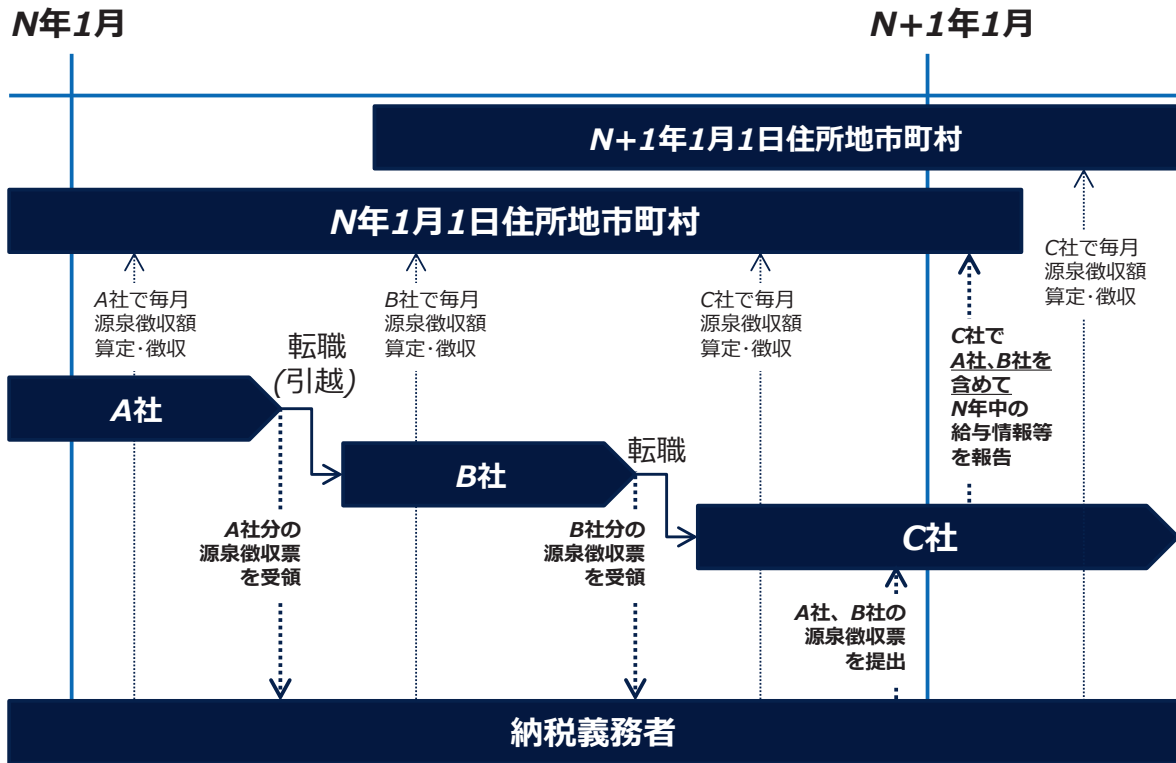
個人住民税現年課税化に関する検討課題について

「令和元年度第3回個人住民税検討会」において、今年度に検討を行うべき課題として以下が示されている。

検討事項

- 市町村精算方式
市町村精算方式を採用した場合の市町村における還付・追徴事務の負担軽減等について検討を行う。
- 地方税の電子化
新たな動きとして令和元年10月から「地方税共通納税システム」が開始される。こうした地方税の電子化等による、企業等における事務の負担軽減について検討を行う。

市町村精算方式関連について



市町村精算方式関連について

検討事項

「転職の場合」および「年途中で退社し再就職しない場合」の運用等について、企業の事務負担にならないように考慮する必要がある。

論点

年途中で退職してその年のうちに別の会社に転職した場合、所得税では転職先で年末調整を受けることになり、転職先において、退職した会社で得た収入と転職した会社で得た収入を合算する年末調整事務を行っている。

しかしながら、年末調整のみで確定申告が不要となる納税義務者は、1年を通して、源泉徴収義務者から給与を受け取っていた場合のみ(効果が疑問)であり、

昨今では、フリーランスやクラウドワーカーのような多様な働き方が一般化し、エイジレス社会の進展もあいまって、家族の所得変動が大きくなり配偶者控除や配偶者特別控除などの実態が把握し難く、年末調整事務も困難になってきている。

方向性

働き方の多様化の影響により、年末調整のみで完結する納税義務者が減少しており、今後もその傾向は強まることから、確定申告の利便性向上を優先的に検討すべきではないか。

地方税の電子化関連について

背景

2023年10月に日本版インボイス制度が導入されると、取引(収支)の適格保管やキャッシュレスといった、税務にも有用な電子的な基盤が整うキッカケとなることが想定される。

課税事業者の拡大

フリーランスやクラウドワーカーのような免税事業者(※)は、税務署に届出をして、適格請求書発行事業者へ移行することが想定される。

※:免税事業者のままでは、インボイスを発行できず、売上に係る消費税をあずかれないため

収支管理の電子化促進

インボイス方式による事務作業負担の軽減に有効な手段として、電子インボイス(※)対応をはじめとする販売管理システム・財務会計システムの導入促進が見込まれる。

※:仕入税額控除を行うために保存すべき書類(請求書等)の範囲に電子データが法定化される見込み

キャッシュレスの進展

インボイス方式による事務作業負担の軽減に有効な手段として、現金を扱う入出金の記録を手作業で行うのではなく、請求書へ記載された金額と、動いた金額を正確に把握するために、取引のキャッシュレス化の進展が見込まれる。

キャッシュレスの多様化

キャッシュレス社会の実現や外国人材受入基盤整備の観点から、資金移動業者の口座経由の貸金支払(ペイロール・カード(※))の導入も見込まれる。

※:厚労省を中心に、企業が給与を、金融機関を通さずに直接カードに振り込むことが検討されている。

Fintech改革の機会

4

© NEC Corporation 2019

Orchestrating a brighter world **NEC**

地方税の電子化関連について

論点

○課税事業者の拡大と収支管理の電子化促進

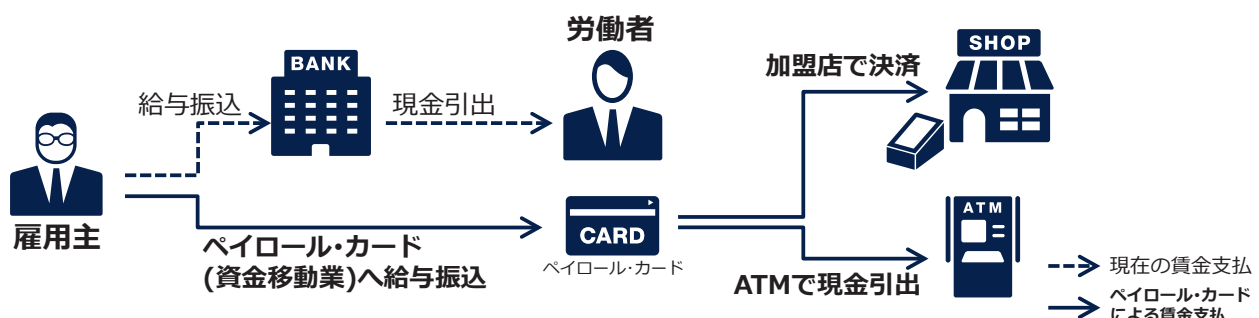
売上や経費といった課税根拠の適正化、課税根拠の電子化を見据えて、働き方によらない正確かつ簡易的な所得申告(把握)の方法を検討すべき。

○キャッシュレスの進展とキャッシュレスの多様化

資金移動業のような銀行等の預金取扱金融機関以外の者が行う為替取引が伸びてきており、企業や年金による源泉徴収や、口座振替以外の徴収方法を検討すべき。

将来的なペイロール・カードへの貸金支払い

国家戦略特区ワーキンググループ(平成30年4月20日)より



5

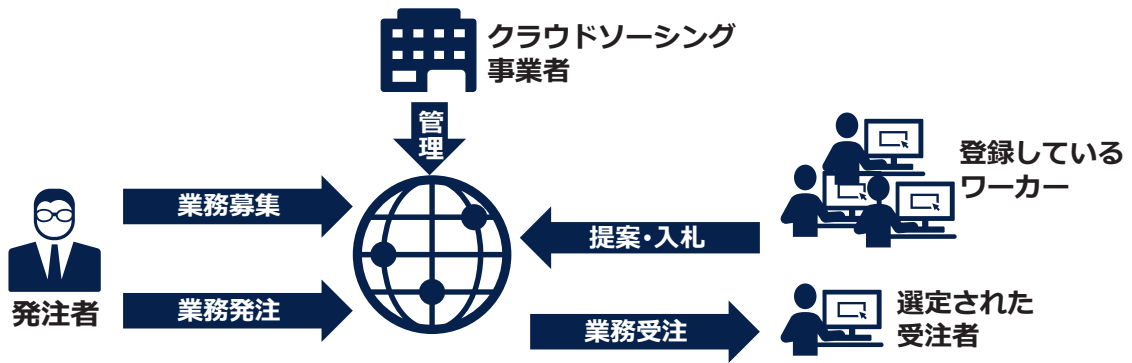
© NEC Corporation 2019

Orchestrating a brighter world **NEC**

地方税の電子化関連について

クラウドソーシングのイメージ

ICTの進化がもたらす社会へのインパクトに関する調査研究(平成26年 総務省)より



方向性

クラウドソーシング事業者等のプラットフォームからも、誰にどれだけの支払いが発生しているかの法定調書に関する電子的な提出を可能とすることで、納税義務者からの申告の簡素化を検討する。

銀行口座を持っていない外国人等については、ペイロール・カード(資金移動業)からの自動引落を検討する。

など、2023年以後のFintechの社会浸透にあわせて、あたらしいダイナミックな発想も取り入れて、市町村、特徴事業者、納税義務者の効率化を検討すべき。